

令和 5 年 9 月

江南市議会総務委員会会議録

9月13日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

令和 5 年 9 月 13 日〔水曜日〕午前 9 時 30 分開議

本日の会議に付した案件

議案第58号 江南市火災予防条例の一部改正について

議案第59号 消防ポンプ自動車売買契約の締結について

議案第62号 令和 5 年度江南市一般会計補正予算（第 4 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入歳出

企画部

の所管に属する歳出

第 4 条 地方債の補正のうち

臨時財政対策債

議案第65号 令和 4 年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

企画部

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

行政視察について

研修会について

市民と議会との意見交換会について

出席委員（6名）

委員長 長尾光春君

副委員長 牧野行洋君

委員 宮地友治君

委員 堀元君

委員 伊藤吉弘君 委員 岡地清仁君
欠席委員（0名）

委員外議員（7名）

| | | | |
|-----|-------|----|-------|
| 副議長 | 石原資泰君 | 議員 | 尾関昭君 |
| 議員 | 大藪豊数君 | 議員 | 片山裕之君 |
| 議員 | 津田貴史君 | 議員 | 須賀博昭君 |
| 議員 | 土井紫君 | | |

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

| | | | |
|-----------|-------|-----|-------|
| 事務局長兼議事課長 | 石黒稔通君 | 副主任 | 前田昌彦君 |
| 主任 | 鶴見吉宏君 | | |

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田和延君

企画部長 平松幸夫君

総務部長 河田正広君

消防長 上田修司君

地方創生推進課長 矢橋尚子君

地方創生推進課副主任 浅野耕太郎君

秘書政策課長 梶田博志君

秘書政策課主幹 田中元規君

秘書政策課副主任 山口尚宏君

市民サービス課長兼消費生活センター所長

酒井博久君

市民サービス課主幹兼布袋ふれあい会館館長兼布袋支所長

長谷川 崇君

| | |
|------------|-----------|
| 行政改革推進課長 | 稲 田 剛 君 |
| 行政改革推進課副主幹 | 高 田 昌 治 君 |
| 財政課長 | 安 達 則 行 君 |
| 財政課副主幹 | 大 池 慎 治 君 |
| 財政課副主幹 | 伊 藤 俊 治 君 |
| 税務課長 | 向 井 由美子 君 |
| 税務課副主幹 | 千 田 美 佳 君 |
| 収納課長 | 山 田 順 一 君 |
| 収納課主幹 | 吉 本 晴 永 君 |
| 総務課長 | 今 枝 直 之 君 |
| 総務課主幹 | 横 井 貴 司 君 |
| 会計管理者兼会計課長 | 金 川 英 樹 君 |
| 監査委員事務局長 | 牛 尾 和 司 君 |
| 消防総務課長 | 花 木 康 裕 君 |
| 消防総務課主幹 | 村 上 祥 一 君 |
| 消防総務課副主幹 | 畑 毅 君 |
| 消防予防課長 | 杉 本 恭 伸 君 |
| 消防予防課副主幹 | 蟹 江 雅 紀 君 |
| 消防予防課副主幹 | 木 元 健 二 君 |
| 消防署長 | 上 村 和 義 君 |

消防署東分署長

栢 本 忠 幸 君

消防署主幹

山 本 育 男 君

消防署主幹

大 谷 充 広 君

消防署主幹

日下部 匡 彦 君

○委員長 それでは、皆様お集まりのようでありますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

では、開会に先立ちまして一言御挨拶を申し上げます。

まずは 9 月定例会ですので、今回は令和 4 年度の決算を中心とした議案があるということで、しっかりそちらの審議のほうを進めていきたいと思いますが、先日、議案質疑の場において、大薮議員から 1 つ質問がありました。

公務で公用車を利用して外出し、民間有料駐車場を利用した際に、その駐車料金の精算がされなかったというような話がありました。これについては、先日、企画部長の答弁で、本人、職員自らが精算する意思がなかったのではないかという話もあったんですが、私が前に民間企業に勤めていた際は、やはり本人の意思に関わらず業務上で発生した費用については全て精算すべきだということで、それはもう労働基準監督署のほうから既にそういう指摘を受けております。

なので、やっぱり副市長からの答弁にもあったとおり、今後はこのようなことがないようにだけ進めていただきたいと思います。

また、それ以外の話も、似たような話として、残業をしても本人が申告しなかったケース、できなかったケースじゃなくてしなかったケースというのも同様の話であって、やっぱり仕事、業務をしたのであれば、その分の精算はしっかり、労働の対価はしっかりいただくべきだという話もありますし、またあまり大きな声では言えないんですが、個人の携帯電話を利用して業務をされている方、たまにいらっしゃるんですけども、それも実際には業務用の携帯を民間企業では既に社員全体に貸し出し、貸与している。入社したときに 1 人 1 台渡しているというケースもありますので、それも労働基準監督署のほうから指摘はいただいている内容でもありますので、それらについても、ただ地方公共団体でやっている、実施しているようなところは聞いたことがないので、これがいいのか、今後の対応というのもありますけど、もし個人で使われた場合、かけ放題ならいざ知らず、そのプランによって費用が発生する場合は精算すべきだという話も指摘いただいておりますので、こ

れについては皆様にも情報を共有していただいで、その旨今後の対応に生かしていただければというふうに思っております。

そういうような話もありますが、引き続きしっかりと職員の皆様には公務として頑張っていただきたいというふうに申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、市長御在席でありますので、御挨拶を一言お願いいたします。

○市長 おはようございます。

ただいま長尾委員長のほうからお話がございました。しっかりと参考にさせていただきますまして、適正に対応できるように努めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

去る8月31日に9月定例会が開会されまして以来、連日、終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、市長は公務がありますので、ここで退席をされます。議事に入る前に暫時休憩させていただきます。

午前9時33分 休 憩

午前9時34分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

本委員会ですけれども、まだまだ大変暑い時期ということで、残暑も厳しくなっておりますので、これまでの服装どおり、ノーネクタイなどの軽装も可として進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第58号 江南市火災予防条例の一部改正についてをはじめ4議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。参考ですが、委員協議会の議題は3件ありますので、御予定をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言してくださいませよう、議事運営に御協力をお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員からの発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その他は退席していただいても結構です。

議案第58号 江南市火災予防条例の一部改正について

○委員長　それでは最初に、議案第58号 江南市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防予防課長　それでは、議案第58号につきまして御説明申し上げますので、議案書の16ページをお願いいたします。

令和5年議案第58号 江南市火災予防条例の一部改正についてでございます。

17ページから19ページには、江南市火災予防条例の一部を改正する条例(案)を、また20ページから24ページには、参考といたしまして、条例案の新旧対照表を掲げてございます。

説明は以上となります。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　ちょっと2点ほどお聞きしたいんですけども、まず最初は、

今回の火災予防条例の一部改正の理由なんですけれども、実際蓄電池設備の需要が高まってきたわけですよ。

そうした中で今回改正を行うということでございますので、過去に、分かればですよ、蓄電池に起因する火災が少なかったからこういう改正が起こったんでしょうか。その辺のところをちょっと聞きたいんですけど。

○消防予防課長 過去の火災事例はという御質問でございますが、まず本市での蓄電池設備での火災事例は過去も含めてございません。

今回の改正に当たりまして、国の総務省消防庁のほうから、改正に当たりまして検討会を実施しておりまして、その折に過去の蓄電設備の関連する火災調査を行ったということで、リチウムイオン蓄電池による火災が5件、それから鉛蓄電池による火災が13件ということで、過去9年間の調査ではございますが、全国で18件発生しております。

○伊藤委員 そうすると、火災としては18件ですけども、大きな火災はなかったということなんですかね。

○消防予防課長 今説明させていただきました18件につきまして、いずれも死者等はないということで、大半がぼや火災であったという報告がございました。

○伊藤委員 分かりました。

あと1点ですけども、23ページですね。

この別表第3の区分に追加された、今回条例改正で炭火焼き器、この区分が今回は増えているわけですけども、これは当然届出が必要なんですよ。あれば当然その基準はあると思いますけれども、それをまず1点教えてください。

○消防予防課長 炭火焼き器単独ではなかなか必要はないというふうに考えておりますが、今回、別表第3のほうに区分で炭火焼き器ということで追加する形になりました。

炭火焼き器というのは厨房設備というものに当たりまして、市の条例ではその厨房設備に関する規定の中で、届出に関する規定ですが、当該厨房設備の入力と同一の厨房室内に設けるほかの厨房設備の入力の合計が350キロワットを超える場合は届出が必要ということになっております。

ちょっと難しい計算になってしまうというふうに想定できるんですけども、炭火焼き器というのは大体固体燃料を使用するものですので、ここら辺の計算がちょっと難しくなるんですけども、各メーカー表示の数字を引用しましてキロワットに換算して同一の厨房設備の合計が350キロワットを超える場合は届出が必要になってくるというものになります。

○伊藤委員 はい、分かりました。

あと1点だけなんですけれども、ちなみにこれは江南市ではその該当する施設というのはあるんでしょうか。

○消防予防課長 江南市での該当する施設になりますが、市内で設置されております、今言いました、今後ですけど350キロワットを超えるような大きな蓄電池設備としまして、ほとんどが電話会社、電話事業者の交換局や……。
ごめんなさい。炭火焼き器ですか。

○伊藤委員 はい。

○消防予防課長 ごめんなさい、勘違いしました。

今回の炭火焼き器に関しましては、350キロワットを超えるような大きい届出というのは現在のところはございません。

○伊藤委員 分かりました。

○委員長 ほかにありませんでしょうか。

○岡地委員 新旧対照表の21ページに、雨水等の侵入防止の措置を講ずることと。これに対して新しく、その筐体は雨水等の侵入防止の措置を講ずること、このようにありますけれども、この侵入防止の措置というのは、具体的にどういった措置が想定されるんでしょうか。

○消防予防課長 現行ですと、キュービクル式というふうに限定してやっておったんですけども、雨風、そういった水なんかが入り込まないような、そういうような措置がしているものでしたら、今後につきましてはキュービクル式じゃなくてもいいですよというように変わるものですので、雨風が入らないような、そういった措置がされておればいいというふうに解釈しております。

○岡地委員 そういうことは、現行ではキュービクルの形状で設置がされているということですか。

それが今後はキュービクルの形状じゃなくてもいいよと。その代わり、筐体とこれは書いてありますけど、筐体というのは私はキュービクルの形状を総じて言っているのかなと思ったんですけど、そうではないということ。

○消防予防課長 現行までですとキュービクル式に限っておりましたが、今後につきましては、今、委員おっしゃられますように、キュービクルじゃなくてもそういった措置をしたものを指すわけで、その筐体というふうに表現されているものと思います。

○岡地委員 何度もすみません。

筐体ですから、それはこの装置を覆うものだと思うんですが、そういう認識でよろしいのでしょうか。要はボックスでしょうか。

○消防予防課長 我々のイメージするキュービクルというのは、例えば建屋の屋上にあるような大きなものをイメージすると思われませんが、最近の蓄電池ですと、リチウムイオンなんかですと物すごくコンパクトになっておりますので、ボックスのようなものでも雨風が入らないようなものでしたら、そういったものでも認められるということですので、よろしく願いいたします。

○岡地委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時46分 休 憩

午前9時46分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第58号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第59号 消防ポンプ自動車売買契約の締結について

○委員長 続いて、議案第59号 消防ポンプ自動車売買契約の締結についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○消防総務課長 それでは、令和5年議案第59号について御説明申し上げますので、議案書の25ページをお願いいたします。

消防ポンプ自動車売買契約の締結についてでございます。

次の26ページには、参考といたしまして、売買仮契約書を掲げてございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 数点ちょっとお聞きしたいんですけども、まず最初に、この入札状況、まずいつ行ったのか、何者で行ったのか、あと予算と比較して落札率、その3点をまず教えてください。

○消防総務課長 委員お尋ねの入札日ですが、令和5年7月25日火曜日9時から、指名競争入札にて5者で入札を行いました。

予算価格につきましては、税抜きで2,220万円、それに対して入札は2,020万円、落札率は90.9%となります。

○伊藤委員 落札率90%というかなり安価に買われたということで、非常によいと思います。

続きまして、これは多分1分団の車両なんですね。かなり経過している車両だと思います。

過去、従来の車両は準中型免許が必要だったんですよね。今回は普通免許でも運転が可能な車両を更新すると予算のときに伺っていますけれども、これは放水性能としてはどうなのでしょう。変わらないのでしょうか、従来とは。

○消防総務課長 今回の車両は、委員がおっしゃられたとおり1分団の本部

車両であります。

また、車両の仕様につきましては、これも委員がおっしゃられたとおり、準中型免許が必要な車両ではなくて、3.5トン未満の普通免許でも運転が可能な車になっております。

コンパクトなボディーになっておりますことから放水性能はどうかということかと思われませんが、そういった放水性能は落とさず、ポンプ性能に関しましてはB-1級の従来どおりの性能を保った車両となっております。

○伊藤委員 はい、分かりました。

コンパクトだけれども、従来どおりの性能を維持しているということですね。

あと、これは納車期限はいつですか。

○消防総務課長 納車期限は、令和6年3月31日としております。

○伊藤委員 前もちょっと納車が延びたということがあって、ちょっと社会情勢も不安定ですので、これは当然納車が心配なんですけれども、ちなみにこれは中間検査ってどこでいつ頃やられるんでしょうか。

○消防総務課長 今回の車両は令和5年7月26日に仮契約を行っておりまして、組立てが12月上旬頃から始まる予定となっております、中間検査は12月中旬ほどを予定しております。ちなみに、これは株式会社モリタの三田工場というところ、兵庫県で行う予定です。

○伊藤委員 はい、分かりました。

あと1点だけ、旧車両、更新する前の今までの車両ですね。旧車両は寄贈されるものですか、あと解体されるんですかね、どっちですかね。

○消防総務課長 現在使っておる車の処分についてということで、今回は寄贈といったことを考えておりまして、日本消防協会を通じまして、開発途上国へ無償援助といった形を考えております。

○伊藤委員 はい、分かりました。

できるだけ寄贈という形で解体はなくして、やはりまた有効利用していただければいいものですから、これからもなるべく寄贈のほうをしていただくようにお願いします。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 52 分 休 憩

午前 9 時 52 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を進めます。

議案第 59 号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 62 号 令和 5 年度江南市一般会計補正予算（第 4 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入歳出

企画部

の所管に属する歳出

第 4 条 地方債の補正のうち

臨時財政対策債

○委員長 続いて、議案第 62 号 令和 5 年度江南市一般会計補正予算（第 4 号）、第 1 条 歳入歳出予算の補正のうち、総務部の所管に属する歳入歳出、企画部の所管に属する歳出、第 4 条 地方債の補正のうち、臨時財政対策債を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、企画部秘書政策課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○秘書政策課長　それでは、秘書政策課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

議案書の82ページ、83ページをお願いいたします。

歳出でございます。

最上段の2款1項2目秘書政策費の人件費等でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけです。

本会議でも出たんですけれども、かなり5年で遡っていろいろたくさん質問の回答もあったもんですから、ちょっと最後、聞き取れなかったもんですから、この予算の令和5年度の8月末まで、多分8人退職されて、この手当がそこに計上されているというふうに聞いたんですけれども、その内訳をもう一度だけ教えてください。

○秘書政策課長　補正予算で見込ませていただきました5,891万7,000円の退職手当の内訳でございますけれども、内訳といたしましては、事務職5名、保育職3名の退職に伴う退職金を計上させていただいたものとなります。

また、その事務職なんですけど、部長級が1人、課長級が1人、主幹級が1人、主任以下が2人と、保育職につきましては、主幹級以下が3名ということになってございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて市民サービス課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　市民サービス課所管の補正予算について御説明申し上げます。

議案書の82ページ、83ページの下段をお願いいたします。

歳出になりますが、2款3項1目戸籍住民基本台帳費で住民基本台帳等事業のコンビニ交付サービス運用事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 これもちょっと本会議で出たんですけれども、ちょっと重複する部分があるかも分かりませんが、まず支払いの相手先はどこで、それぞれの単価を教えてください。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 支払い相手に関しましては、地方公共団体情報システム機構になります。

内容といたしましては、委託手数料のほう、こちらのほうはコンビニ事業等の手数料になりますけれども、1通当たり税込みで117円、それからクラウド利用料、こちらのほうは地方公共団体情報システム機構が所有しますクラウドシステムサービスへの利用料でありまして、1通当たり180円になります。

○伊藤委員 はい、分かりました。

ちなみに、これは本庁舎とコンビニで交付される割合というのは分かりますか、どのくらいの割合で。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 本庁舎とコンビニ交付との割合になります。

数値に関しましては令和4年度の数値になりますけれども、住民票等、本庁舎につきましては、交付いたしましたのは、5万770枚、コンビニ交付が8,061枚になりますので、15.9%ぐらいということになります。

なお、議会でも答弁させていただきましたけれども、支所を含めた全体でいきますと12.7%というふうになりますので、よろしく申し上げます。

○伊藤委員 まだまだ少ないような感じを受けております。

今回、住民票の写しと印鑑登録証明書ですけれども、それ以外のコンビニ交付をこれから拡大していく考えはあるのでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 このコンビニ交付でございますけれども、令和2年度に総務省の実証事業ということで始めさせていただきました。そのときに総務省のほうからの指定になりますけれども、住民票並びに印鑑登録の2種類ということで始めさせていただきました現在になっ

ております。

今後につきましてですけれども、システム改修のほう、例えば戸籍システムにつきましては戸籍の広域化というのが令和6年度に実施されます。また、全体的なシステムの標準化が令和7年度というふうには迫っていますので、そういったシステム改修の状況を踏まえまして、拡充できるものかどうかということをしつかりと見極めて検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○伊藤委員 はい、分かりました。

私は、やはり本庁舎の市民サービス課の窓口は非常に混雑しますよね。待ち時間も非常に多いものですから、やはりこういう住民票とか特にコンビニ交付で受けられることをぜひとも、先ほどのパーセンテージが少ないものから、もっと増やしていただくと本庁舎での混雑が防げますので、ぜひともPRにもう少し力を入れていただきたいと思います。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて総務部財政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○財政課長 令和5年度江南市一般会計補正予算（第4号）の財政課所管につきまして御説明をさせていただきます。

最初に、歳入でございます。

議案書の76ページ、77ページをお願いいたします。

上段の10款1項1目1節地方特例交付金でございます。

その下、11款1項1目1節地方交付税は、普通交付税でございます。

最下段でございます。19款繰入金、1項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でございます。

78ページ、79ページをお願いいたします。

最上段、20款1項1目繰越金、1節で前年度繰越金でございます。

そのページ、最下段の22款1項6目1節臨時財政対策債でございます。

続きまして、歳出でございます。

82ページ、83ページをお願いいたします。

上段の2款総務費、1項6目財政費、補正予算額は5億9,299万6,000円でございます。

内容につきましては、83ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

財政調整基金管理事業、江南市財政調整基金積立金で5億9,299万6,000円でございます。

続きまして、別冊資料となりますが、令和5年度9月補正予算説明資料をお願いいたします。

説明資料の4ページでございます。

一般財源調でございますが、2段目、10款地方特例交付金、11款地方交付税は普通交付税、19款繰入金、財政調整基金繰入金、20款繰越金は前年度繰越金でございます。

それでは、資料5ページをお願いいたします。

下段でございます。22款市債は臨時財政対策債でございます。

説明は以上となります。補足の説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけです。

これは去年も聞いたんですけれども、財政調整基金積立金なんですけれども、これは今回の9月補正が終わった後の金額と、あと令和5年度末の金額が分かれば教えていただきたいと思えます。

○財政課長　年度途中間の財政調整基金の金額につきましては、今後の補正予算という絡みもございしますので、少し参考程度ということになりますが、令和4年度の末の残高が33億4,941万円ございました。

今回、決算議案でも上程しておりますけれども、前年度繰越金分の2分の1の積立て及びその利子の積立て、今回9月補正までの取崩し金額といたしまして、現在集計しておりますのが19億7,629万3,000円ということでございまして、単純にこの足し引きだけで申し上げますと、およそ20億円弱という

形にはなっていないかもしれませんが、何せ今後の補正予算、それからコロナ関連でもともと一般財源で投入していた部分等々、プラスとマイナス要因が今後ございますので、この数字に関しましては本当に参考という形になってまいりますので、お願いいたします。

それをもちまして、集計見込みということで令和5年度末でございますが、先ほどのプラス要因とマイナス要因を含めまして考えますと、およそ20億円の後半、30億円前後という形を想定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて税務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたら、お願いします。

○税務課長　それでは、税務課の所管します補正予算について説明させていただきますので、議案書の76ページ、77ページの上段をお願いいたします。歳入です。

1款1項市民税、1目個人の現年課税分で、補正予算額は1億4,522万5,000円でございます。

別冊の補正予算説明資料をお願いいたします。

補正予算説明資料の4ページの上段には、一般財源調といたしまして補正額の内訳を掲載させていただいております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけです。

市民税、市税の中の個人市民税、これが増額された理由の要因を教えてください。

○税務課長　主な要因でございますけれども、給与所得者の所得割額が当初の見込みよりも大幅に増額になったことが主な要因でございます。

給与所得者の令和4年度と令和5年度の所得割額を比較いたしますと、全体の所得割額が約1億4,000万円増額している状況ということが今回の要因と考えております。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時06分 休 憩

午前10時06分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第62号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第65号 令和4年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

企画部

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

○委員長 続きまして、議案第65号 令和4年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、企画部、総務部、会計管理者の補助組織、消防本部

の所管に属する歳入歳出、監査委員事務局、議会事務局の所管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、議会事務局議事課について審査をします。

補足説明がありましたらお願いいたします。

○議事課副主幹 議会事務局議事課の所管につきまして御説明をさせていただきます。歳入はございませんので、歳出をお願いいたします。

決算書の歳入歳出決算事項別明細書の90ページ、91ページをお願いいたします。

90ページ、91ページの上段からはねていただきまして、94ページ、95ページの最上段、総務費の上までの1款1項1目議会費でございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようですので、続いて企画部地方創生推進課について審査をします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○地方創生推進課長 地方創生推進課所管につきまして御説明をさせていただきます。

令和4年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の54ページ、55ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

中段の14款1項1目1節総務管理使用料、備考欄、地域交流センター使用料でございます。

次に、58ページ、59ページをお願いいたします。

下段の14款2項1目1節総務管理手数料、備考欄、地縁団体証明手数料でございます。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。

中段の15款4項5目1節総務管理費交付金、備考欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、76ページ、77ページをお願いいたします。

最下段の17款1項2目1節利子及び配当金、備考欄、江南市ふるさと応援事業基金利子でございます。

次に、78ページ、79ページをお願いいたします。

中段の18款1項1目1節総務管理費寄附金、備考欄、ふるさと寄附金でございます。

次に、82ページ、83ページをお願いいたします。

最上段の21款5項2目1節市町村振興協会基金交付金と、その下の2節市町村振興協会新宝くじ交付金でございます。

次に、84ページ、85ページをお願いいたします。

中段やや下の21款5項2目11節雑入、備考欄、地方創生推進課の市勢要覧売捌収入から、その5行下の有料広告掲載料まででございます。

続きまして、94ページ、95ページをお願いいたします。

以下、歳出でございます。

上段、2款1項1目の地方創生推進費でございます。そこから98ページ、99ページの中段、備考欄では秘書政策費の手前、地域連携事業まででございます。

所管する該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　まず、83ページです。

市町村振興協会新宝くじ交付金ということで、宝くじの売上げから配分される金額だと思えますけれども、ここ数年間の決算金額、決算の額の推移が分かれば教えてください。

○地方創生推進課長　市町村振興協会新宝くじ交付金は、ハロウィンジャンボ宝くじの収益金からの交付金でございます。

ここ数年の実績でございますけれども、令和元年度が1,202万8,000円、令

和 2 年度が1,134万7,000円、令和 3 年度が1,465万4,000円でございます。

○伊藤委員 はい、分かりました。あまり変わらない形ですね。

次に95ページ、最下段、PR事業で藤花ちゃんの着ぐるみの修繕があるんですけれども、着ていないと普通は悪くならんわけなんですけれども、これはちなみに例えば団体イベントへの貸出しとか、一般向けに貸出しをされているからこういう修繕が生まれてくるわけですか。

○地方創生推進課長 藤花ちゃんの着ぐるみにつきましては、江南市のマスコットキャラクターの着ぐるみとして、平成21年から活躍しております着ぐるみと平成28年から活躍しておりますバルーンタイプの着ぐるみの2体を現在活用しております。

このうち平成21年から活用しております着ぐるみにつきましては、市を広くPRし、市のまちづくり推進に寄与する事業を実施する団体及び事業者に対して貸出しを行っております。

令和4年度の実績でございますけれども、4件貸出しの実績がございました。

○伊藤委員 はい、分かりました。

平成21年からのやつですね、修繕はね。分かりました。

あと、成果報告書、これはちょっと数点聞きたいんですけれども、まず266ページ、ホームページのアクセス件数なんですけれども、これは成果と課題の分析の中で、ワクチンの接種予約の影響があったということで、晴れマーク、達成状況が非常に大きいわけなんですけれども、ちなみにこれはコロナ禍前の令和元年度とちょっと比較したいもんですから、コロナ禍の影響があった令和2年度と令和3年度の実績値、これを教えてください。

○地方創生推進課長 ホームページの閲覧数の推移でございますけれども、令和元年度が107万837件、令和2年度が248万8,647件、令和3年度が256万143件でございます。

○伊藤委員 はい、分かりました。

あと、まだ数点ありますので、テンポよく聞いていきたいと思えます。

268ページ、これも成果と課題の分析の中で、少子高齢化の進展と、コミュニティ団体の成り手不足の影響もあるというようなことが書いてあります

けれども、市としては団体を維持することや増やすことの取組、これはどうしているわけですか。働きかけはどうやってなされているわけですか。

○地方創生推進課長 地域コミュニティ団体、こちらに掲げてある数ですけれども、区、町内会、NPO、ボランティア団体、消防団、PTA、交通安全パトロール、老人クラブ、子供会の合計数字となっております。

令和4年度と令和3年度を比較いたしますと、老人クラブが16団体減少、NPO、ボランティア団体が3団体減少をしております。

NPO、ボランティア団体につきましては、新たに登録される団体もございましたけれども、高齢化、担い手不足などによりやめられる団体のほうが上回ったというような状況でございます。

増加をするための取組ということですが、令和5年度から地域交流センターが開設となりまして、その事業の中で団体設立の支援、相談を実施することにより、市民活動団体の活性化ができるものと考えております。

令和5年8月末現在、16団体の増加ということで順調に推移をしている状態でございます。

また、老人クラブですけれども、老人クラブはその形態を変えまして実施している団体もございまして、子供を巻き込んで活動をしている草井を元気にする会だったりとか、きらく会など任意の団体として活動しているケース、また寄木稲わら会のように、区民を対象とした体験行事による交流を図っているケースもございますので、引き続きまちづくり補助金などを活用して活動への支援につながる事業を進めていきたいと考えております。

○伊藤委員 はい、分かりました。

これからはしっかりと働きかけをして、どしどしまた増やしていただきたいと思います。

次に、306ページ。

これはシティプロモーション事業ということで、SNSの登録者の関係ですね。これは4つの現在のSNSでの登録者がここに書いてございますけれども、ちなみにもう少し増やすべきだと私は思うんですけれども、何か手だてとか方策というのは市としては考えてみえるのでしょうか。

○地方創生推進課長 SNSの登録者数の増加方策につきましては、広報

「こうなん」に啓発記事を掲載するとともに、LINEやInstagramにつきましては、各公共施設へポスターの掲示をいたしております。

また、二十歳の集いの際に、LINEの登録のチラシを配布するなど、若い方にも登録していただくように働きかけをしているところでございます。

今年度LINEのセグメントの導入を予定しておりますので、その配信に合わせまして広報などで啓発をするとともに、窓口での周知方法についても今後検討をしてみたいと考えております。

○伊藤委員　これからもう少し増やすようにしっかりと努力をしていただきたいと思えます。

最後に、309ページ。

タウンミーティングなんですけれども、3回開催されたということで、多様な声を市政運営に生かすことなもんですから、ちなみに市民の方から出されておる意見の主立ったものは何でしょうか。

○地方創生推進課長　タウンミーティングの市民の方から出された主な意見といたしまして、令和4年度のタウンミーティングでございますが、市内で活動をされていらっしゃる子育て支援団体の皆さん、また江南商工会議所青年部の皆さん、布袋小学校サポーター（ほてサポ）の皆さんと実施をいたしております。

子育て支援団体からは、団体の活動による子育て支援の現状と子育て支援センターなどの施設や機能の充実などの御意見をいただいております。また、商工会議所青年部からは江南市の資源を生かした魅力の発信についての御意見を多数いただいております。布袋小学校サポーターの皆様からはほてサポの活動内容の説明とその活動の中での課題や学校や地域へ愛着を持つための工夫をすることの必要性などの御意見をいただいております。

○伊藤委員　はい、分かりました。

しっかりと市民の方の意見を集約して、市政の運営にしっかりと今後生かしてください。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○委員長　それでは、大藪議員から本件に関して委員外議員として発言した

いと申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、委員外議員としての発言を許します。

○大薮議員 ありがとうございます。

許可をいただきましたので、決算書97ページ、PR事業、委託料、シティプロモーション動画制作に関する内容で、監査のところでもう少し突っ込んだ内容のお話を聞きたいと思っておりますが、ここで確認したいのが、先日の議案質疑においても、シティプロモーションとして、このドローンの飛行に関する帳票類の確認ですね。監査のほうとしましては、答弁の中に、決算書及び附属書類並びに帳票類と照合しというのがあります。そこに少しギャップがあったような気がします。今の課のほうではこれだけそろえればいいということでそれをお見せした。見せるにしても監査のほうは専門家ではありませんから、例えば高高度、それから目的外飛行、それから夜間飛行などの特別の飛行の許可証については、提出はされておられません。にもかかわらず、ここには帳票類と照合しというのが書いてあります。

これは規則的にはもう既に航空法で定められた内容なんですけど、ここをちゃんと向こうから書面等を取っていなかった理由をお聞かせください。

○地方創生推進課長 航空法に基づく申請内容につきましては、委託先から帳票类等飛行に関する許可証及び承認書の写しの提出を受けております。また、飛行前にその内容を確認しております。

○大薮議員 そういうことを聞いているのではなくて、例えば包括申請等は既に書面で私どもも確認しております。

しかしながら、どうもあの動画を見ていて、明らかにあれは航空自衛隊岐阜基地のエリア内においての高高度の申請が取れていなければいけないんですが、この書面は私は見ていないんですよ。

〔発言する者あり〕

○大薮議員 見ました。えっ、確認取れていますか、そちらで。じゃあ、目的外飛行も取っていますか、それも。

[発言する者あり]

○大薮議員 すみませんでした。取りやめます。ありがとうございました。

○委員長 終了ということで。

ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて秘書政策課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○秘書政策課長 それでは、秘書政策課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

令和4年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の84ページ、85ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

21款5項2目11節雑入のうち、85ページの中段やや下、秘書政策課の派遣職員給与費等一部事務組合負担金から、生命保険料等取扱手数料までの8項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

はねていただきまして、98ページ、99ページをお願いいたします。

中段の2款1項2目秘書政策費でございます。99ページの備考欄、人件費等から、101ページ上段、行財政情報収集事業の18節負担金、補助及び交付金、市町村ゼミナール参加負担金までと、少し飛びまして、最下段、人材育成事業から、106ページ、107ページの市民生活費の前、右側備考欄、秘書・渉外事業の13節使用料及び賃借料、テレビ受信料まででございます。

所管する該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 ちょっと数点あるんですけども、まず101ページの行財政情報収集事業ですね。その中の市町村ゼミナール参加負担金ということで、このゼミナールの参加負担金という中で、参加人数も当然知りたいんですけれ

ども、講座の数とその講座でどれぐらい参加されたという、あと講座の内容、
どういう講座があったかという、ちょっと順番がぐちゃぐちゃになったんで
すけど、その3つをちょっと教えてください。

○秘書政策課長 市町村ゼミナール受講者といたしまして、まず参加した講
座の数でございますけれども、開催された講座の数といたしましては13講座
ということになります。

参加した職員数でございますけれども、ウェブでの参加者も含めまして16
名でございます。

主なテーマでございますが、申し上げますと、官民共生による都市経営で
すとかSDGs、また市町村における災害情報とリスクコミュニケーション
の在り方など様々な分野で研修のほうを受講しております。

○伊藤委員 はい、分かりました。

次に105ページですね。

安全衛生事業の中で、役務費で休職者等病状診断料とあるんですけれども、
過去はいいにしても、例えばちょっと気になるのは、現在病気による休職者
は何人いるのかということと、その職員の補充はどのようにされているんで
すか。その辺りをちょっと、現在を知りたいです。

○秘書政策課長 大変申し訳ありません。令和5年度の数値というのはちょ
っと持ち合わせておりませんので、令和4年度の状況で申し上げさせていた
だきますと、病休の取得者でございますが25名、休職者が5名という状況で
ございます。

こういった休職者が出た場合でございますけれども、会計年度任用職員な
どを配置するなどして補充を行っているものでございます。

○伊藤委員 かなりの診断料ということで人数を聞いたんですけれども、こ
の辺りはしっかりとコミュニケーションを図って、なるべくこういう事態は
少ないようにこれからしていただきたいと思います。

それと、主要施策の270ページですね。

この成果と課題の分析の中で、ちょっと細かいんですけれども、市役所で
のSDGsウイークの開催や県主催のSDGsEXPOへの参加など、積極的にSD
Gsへの推進に取り組むことができたということで、このなどということな

んですけれども、そのほかにももう少し何か取り組んだ内容があれば教えてください。

○秘書政策課長 SDGsの推進への取組ということで昨年度実施いたしました内容といたしまして、9月26日から10月4日にかけて、SDGsウィークということで、市役所の中央ロビーにおいてパネルの展示、また中央階段におきましてポスターの掲示等を行わせていただきました。

また、県主催でございますけれども、SDGsEXPOというものが10月7日から10月9日におきまして、愛知県国際展示場というところで開催されまして、こちらに参加いたしまして、江南市内の市民活動団体のSDGsに関する取組の紹介でございますとか、参加自治体や企業との情報交換を行ってまいりました。

○伊藤委員 分かりました。まあいいです。

あと272ページ、あと1点だけですね。

特に大事なことはやはり職員の人材育成は非常に大事になってくるわけでございますけれども、この中の成果と課題の分析の中で、職員の能力や求められる政策課題に対応した研修を実施したということなものですから、具体的にどういった研修をされたんですか、その内容を教えてください。

○秘書政策課長 職員研修の状況でございますけれども、内容といたしましては、例えばメンタルヘルスでございますとか、ワーク・ライフ・バランス、また専門的なものになりますと、地方自治法の研修でございますとか民法等の研修、様々な分野の研修のほうへ参加させていただき、全体で72コースの、職員としては725人が研修等に参加したものでございます。

○伊藤委員 分かりました。

しっかり研修を受けていただいて、職員の資質向上とか綱紀粛正とかありますけれども、これからしっかりと能力を高めていっていただきたいと思えます。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○委員長 大薮議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、委員外議員としての発言を許します。

○大薮議員 ありがとうございます。

これもこの前議案質疑させていただいた内容の延長になります。

決算書123ページ、有料道路使用等管理事業の中の駐車料ですね。

ここ、いいですよ。

○委員長 総務課です。

○大薮議員 ああ、そうか、ここじゃないんだ。

ごめんなさい、じゃあ総務課のときにまた聞かせていただきます。申し訳ないです。

○委員長 では、取下げということで。

○大薮議員 はい、お願いします。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○委員長 須賀議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、委員外議員としての発言を許します。

○須賀議員 ありがとうございます。

施策評価の結果、272ページの成果の状況というところで、現在の職務に適性があると人事評価された職員の割合と書いてあるんですけど、これってどこかに何かそういう評価したという結果の数字か何かというのは表れておるんですかね、これ。

それとあと、下の成果と課題の分析のところ、適材適所の人員配置を行ったと書いてあるんですけど、それが例えば男女の比率とかそういったものは、何かバランスが悪いように思うんですけど、どういう根拠でやったのか

何か根拠があるんだったら教えていただきたいということです。

- 秘書政策課長　　まず初めに、現在の職務に適性があると評価された職員の割合の達成状況の出し方ということなんですけれども、毎年度実施しております人事評価の中の項目の1項目に、その職員が適正があるかないかという判断の欄がございまして、そちらの中で適正があるといった職員の人数から割合を算出しているものでございます。

次に、成果と課題の分析のところで適材適所の人員配置ということでございますけれども、こちら先ほどの人事評価、また人員配置ヒアリングを各課と10月ぐらいに毎年行っておりまして、そちらの状況の聞き取り等から適切な人員配置をできるように考慮して行っているものでございます。

- 須賀議員　　ただいまの答弁で、人事評価された割合というかその数字というのは、誰が評価したもので、本人の希望ではないですね、評価されたと書いてあるもので、自分に適性があると思っていなくても、要は知らんうちに評価されておったということですね、そういう。

でもいろいろ退職する人がいっぱい続いたりとか、そういう適正に配置されていないからとかいろんな不満があって若い人が退職したりとかそういう人が増えておるといことで、本当に適材適所にやってあるかと、例えばいわゆる妊娠された女性が一ところに集まってとか、あるいは会計年度任用職員の数がいっぱいいるところとか、いろんな様々な。

よく聞くのは、人が不足していつまでたっても補充されないとか、あるいは採用してもすぐ辞めちゃうとか、そういう話をよく聞くわけなんですけれども、現実にそれが解消されていないということは、適正に配置されていなかったということじゃないでしょうか。

- 秘書政策課長　　まず初めに、先ほどの人事評価で誰が職員に適性があるかどうかという判断をしたのかという質問に対しましては、最終評価者というのが各部の部長級職員ということになっておりますので、そちらの職員の評価により確認をさせていただいたものでございます。

また、先ほど適材適所の人員配置が行えていないのではないかとということで、おっしゃられますように、途中退職等で人員が不足するとかそういったこともございます。こういったところについては、人員配置のヒアリングの

中とか、あと職員が職場に対する不満や悩みを抱えることがないように、日頃からコミュニケーションの活性化を図りまして、どんなことでも相談できる雰囲気づくりですとか、時間外勤務の削減、休暇の取得促進に努めるというようなことにも努力させていただきまして、職員がモチベーションを保ちながら働き続けられるような職場環境づくりに今後も努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　では、質疑も尽きたようでありますので、続いて市民サービス課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　それでは、市民サービス課の決算について御説明申し上げます。

最初に、歳入について説明させていただきますので、決算書の54ページ、55ページの中段をお願いいたします。

14款1項1目1節総務管理使用料の市民サービス課所管分で、備考欄、布袋ふれあい会館使用料及び布袋ふれあい会館目的外使用料（自動販売機）でございます。

次に、58ページ、59ページの下段をお願いします。

14款2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料で、備考欄、戸籍手数料から61ページの諸手数料までの4項目でございます。

次に、62ページ、63ページの下段をお願いいたします。

15款2項1目2節戸籍住民基本台帳費補助金で、備考欄、個人番号カード交付事務費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。

次に、64ページ、65ページの下段をお願いいたします。

15款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金で、備考欄、中長期在留者住居地届出等事務費委託金でございます。

次に、68ページ、69ページの中段をお願いいたします。

15款4項5目1節総務管理費交付金の市民サービス所管分で、備考欄、新

型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、70ページ、71ページの下段をお願いいたします。

16款2項1目1節総務管理費補助金の市民サービス課所管分で、備考欄、消費者行政活性化事業費補助金でございます。

次に、74ページ、75ページの中段をお願いいたします。

16款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金で、備考欄、人口動態調査事務費委託金及び人口動向調査事務費委託金でございます。

次に、84ページ、85ページの下段をお願いします。

21款5項2目11節雑入の市民サービス課所管分で、備考欄、郵便料実費徴収金から有料広告掲載料までの4項目でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきますので、大きくはねていただきまして、106ページ、107ページ上段をお願いいたします。

2款1項3目市民生活費につきましては、ここからはねていただきまして、111ページ最上段、備考欄、市民相談員事業までとなります。

その下、2款1項4目男女共同参画費につきましては、111ページの上段の備考欄、男女共同参画懇話会事業及び男女共同参画推進事業までとなります。

続きまして、少しはねていただきまして、142ページ、143ページの下段をお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費につきまして、ここから148ページ、149ページの上段、備考欄、住民基本台帳等窓口事業（宮田支所）までとなります。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　ちょっとまた数点あるんですけども、まず145ページの戸籍事業の中のスマート申請、これはどのくらい利用があったのか教えてください。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 昨年度10月から実施しておりますけれども、戸籍謄本等4帳票で109通の交付がございました。

○伊藤委員 はい、分かりました。

また、147ページの個人番号カード取得促進事業の中の委託料ですね。出張申請サポート事業、これについて、もう少しこの内容を教えていただきたいと思います。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 こちらのほう、成果報告としまして報告書の319ページのほうに人数等は掲載しております。

実施につきましては、江南駅、布袋駅、アピタ江南西店、平和堂江南店、それから市内郵便局にて実施させていただきまして、合計で3,908人の方にマイナンバーカードに関するサポートをさせていただいております。

詳細でございますけれども、郵便局につきましては、令和5年2月14日から7週間、昨年度中いっぱいマイナンバーカードのサポートをさせていただきました。また、店舗につきましては、令和4年11月23日から12月23日の週末並びに令和5年2月18日から2月26日の週末、それから駅につきましては令和4年10月7日から11月18日の平日の19日間サポートさせていただいております。

○伊藤委員 はい、分かりました。

ここにある程度詳しく載っているんですけども、マイナンバーカードも一段落はちょっとしたと思うんですけども、現時点でのマイナンバーカードの申請率と交付率はどうなっているのでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 最新の情報としますと、令和5年8月末の情報になります。

保有率、有効保有率というのが国のほうから示されておりますけれども、江南市におきましては75.7%、交付率に関しましては79%となっております。

○伊藤委員 はい、分かりました。

次、主要施策の成果報告書の274ページの窓口サービスの向上というところで、これは成果と課題の分析の中でもあるんですけども、今後は市役所に来ていただかなくてもいいように、家庭において主な市役所のサービスが完結できるように、こうした取組を進めてほしいと私は思うわけでござい

すけれども、これに向けて市民サービス課としては今後何か取り組まれる予定はあるのでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　先ほどの補正予算のときにも答弁させていただきましたが、コンビニ交付に関しましては状況を確認しがてら検討してまいりたいというふうに考えております。

また、スマート申請におきましても、今後の利用状況を踏まえまして拡充、例えば今実施していません住民票とか印鑑登録に関してもスマート申請できるようには拡充を検討させていただきたいと思っています。

また、2月からでございますけれども、国のほうが進めております転入・転出ワンストップというのを実際始めております。こちらのほうもマイナンバーカードを使うことによって転出する市役所のほうに来なくてもいいというようなことは進めています。そういった国の施策にも沿って、なるべく市民の方が市役所に来なくてもいいという事務の体系をつくっていきたいと思っていますので、よろしく申し上げます。

○伊藤委員　はい、分かりました。

あと320ページですね。

消費生活センター事業ということで、実施内容のところ、平成29年度から500件前後の相談があるんですよね。非常にこれはいいことだと思うんですけれども、この下のあっせんという件数の内容というのは何でしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　消費生活センターの役割としたしましては、消費者の自立支援のための相談を行っております。

ですので、消費者の消費に関するお話を伺いまして、それに対して助言をするというのがまず第一になりますけれども、どうしてもその解決が困難と思われる方、事業者との話合いがなかなか難しいという、例えば高齢者であったり、日本語がおぼつかない外国の方にとっては事業者とのなかなかお話しができない、そういったときには相談員のほうが間に入って交渉をお手伝いするというのをあっせんと申し上げております。

○伊藤委員　分かりました。

あと1点だけ。

321ページ、次のページですけれども、この市民相談事業、これもなかなか

か件数が毎年度約1,000件ぐらい相談があるというわけですね。

市民の方の困り事を非常に解決するのに役立っていると私は思っております。

ここで市民相談に寄せられる内容で、どのような相談が多いのか、把握しておみえになれば教えてください。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　市民相談の相談内容の傾向でございますけれども、相続及び贈与関係のものが最も多くなっております。また、そのほかですけれども、隣人の方とのトラブルだったりとか、家庭内のトラブルというのも多うございます。

○伊藤委員　はい、分かりました。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、ここで暫時休憩いたします。

午前10時49分　休　憩

午前11時04分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、総務部行政改革推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○行政改革推進課長　行政改革推進課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

62ページ、63ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

下段の15款2項1目1節総務管理費補助金、右側の備考欄、行政改革推進課分はマイナポイント事業費補助金でございます。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。

中段、15款4項5目1節総務管理費交付金、右側の備考欄、最後、行政改革推進課分は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。

下段、16款2項1目1節総務管理費補助金、右側備考欄、最後、行政改革

推進課分は元気な愛知の市町村づくり補助金でございます。

次に、84ページ、85ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入、右側備考欄、最下段でございます。行政改革推進課分は、デジタル基盤改革支援補助金ほか1件でございます。

次に、歳出でございます。

少し飛んでいただきまして、110ページ、111ページをお願いいたします。

中段の2款1項5目行政改革推進費でございます。右側備考欄、人件費等から、113ページの下段、情報システム管理運営事業（新型コロナウイルス感染症対策）まででございます。

該当箇所は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　　111ページの最下段、ICT活用推進事業の中の、これは会議録システムを導入して、職員の負担軽減を図っているような形なんですけれども、この活用状況と、それとどのように職員が負担軽減されているかという、このシステムを活用してですね。具体的にちょっと教えてください。

○行政改革推進課長　　会議録システムでございますけれども、初めに活用状況をということでございました。

令和4年11月から利用を始めまして、5か月間で74回の各課からの御利用がございました。

職員の負担軽減ということでございますけれども、これはちょっと正式な数字で測ることはできないものですから、メーカーのホームページに書かれてあった大体の軽減時間ということで御解答させていただきます。

全部書き起こしということでございますけれども、それについてはおよそ5割、時間の削減ができるというふうにメーカーのホームページには書いてございました。

○伊藤委員　　5割、すごいね。すごい有効だと思いますのでね。分かりました。ありがとうございます。

次に、113ページの情報システム管理運営事業の中の委託なんですけれども、どのような業務を委託したんでしょうか。

ごめんなさい、委託料の、一番下ですね。地方公共団体情報システム標準化作業支援委託料、これちょっと分からないもんですから教えてください。

○行政改革推進課長 令和7年度末までに住基システムなどのシステムが全国共通で標準準拠システムというふうに移行がされていくわけなんです、この中で現状の今使っているパッケージシステムと将来使われる標準準拠システムの差を分析したりですとか、それに向けた対策をどうしていくかという分析を行っていただく委託の内容でございます。

○伊藤委員 はい、分かりました。

ついでに、この上のマイナポイント申請等支援事業のこの委託料のほうもちょっと教えてください。

○行政改革推進課長 委託の内容は、まずはマイナポイントの申込みの支援、あとマイナンバーカードの健康保険証としての利用申込みの支援、そして公金受取口座の登録支援と、それに関連した作業と問合せなんかにも対応していただいております。

○伊藤委員 はい、分かりました。

あと成果報告書の280ページ、リノベーションビジョン（第8次行政改革大綱）ということで、私は今、行政改革推進委員でございますので、民間委託できなかった、それが導入できなかったことが多分この雨マークにつながっているんじゃないかと思っています。

これまでの内容をしっかりと検証していただいて、令和4年度までで計画期間が終わりますので、次は令和5年度から新しい取組になってきますので、次のリノベーションにしっかりと取り組んでいただきますよう、しっかりと今までのリノベーションを総括していただきまして、次に向けてしっかりと目標が達成できるように、全庁的に一丸となって取り組んでいただきますよう要望しておきます。

あと1点、322ページ。

これは実施内容の中で、いわゆる14の業務でA I - O C Rを活用されているわけですが、活用が可能であれば、この14以外、ほかの課でも積極的にこれを活用するべきだと思うんですけども、その辺り、担当課としてはどのように考えていますか。

○行政改革推進課長　　ここでお示ししましたのが、主な業務ということで件数が多かったものをお示しさせていただきました。

ほかにも細かいものでありますと、ほかの課にもございますが、確かに委員おっしゃるように、全課の中で浸透しているかというとなかなか浸透していない面もございます。

最近では行政改革推進課としては、その利用促進に向けまして再度庁内に文書をお出ししまして、設定のための作業支援についても行政改革推進課で伴走支援ではないですけど、そういったこともしていきますので、そういった業務があればお申し出くださいというような庁内文書を発出しておりますので、そういったことも含めてさらに庁内で利用いただけるように進めてまいります。

○伊藤委員　　はい、分かりました、以上です。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○堀委員　　決算書の111ページの新聞雑誌購読料というのがあると思う。どういう新聞を取っておるわけ、これ。

○行政改革推進課長　　これはガバナンスという月刊誌を、ちょっと雑誌社は忘れましたが、ガバナンスという雑誌で、全国の行政改革に通ずるような事例を載せた記事が載ったような雑誌の購読をしております。

○堀委員　　誰が読んでおるの、これ。

○行政改革推進課長　　我々職員が読んでおります。

○堀委員　　参考になる。

○行政改革推進課長　　参考になる面も多いと思います。

○委員長　　すみません、当ててから発言をお願いします。

○行政改革推進課長　　失礼しました。

○堀委員　　参考になるということなら、これは大いに勉強してもらえば結構ですが、時々議会事務局にあるやつか。ないな。

はい、分かりました。結構です。

それからもう一つ。

113ページ、電算講習会負担金というのがあるんだけど、この電算講習会、これの内容は。

○行政改革推進課長 電算講習会負担金は行政改革推進課のICT推進グループの職員を対象としておりまして、マイクロソフトの製品でアクセスという製品があるんですけれど、こういったマイクロソフトのオフィスの製品の研修に職員が行っております。

○堀委員 行っておるの。

○行政改革推進課長 はい、行っています。

○堀委員 これはどこでやっておるの。

○行政改革推進課長 名古屋に富士通の研修センターがありまして、そこに職員が行っております。

○堀委員 ああ、そう。

職員が行って講習を受けてくるわけだね。

○行政改革推進課長 はい、そうです。

○堀委員 一応公務で行くわけだね。

○行政改革推進課長 はい、そのとおりでございます。

○委員長 すみません、発言は当てたからでお願いします。

○堀委員 それで、関連して、そこに公用車で行ったということになると、例えば駐車場とかそういうのは大丈夫ですか。

○行政改革推進課長 電車で行っております。

○堀委員 ああ、そうか。公用車やないのか。

はい、分かりました。結構です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○委員長 須賀議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議もないようでありますので、委員外議員としての発言を許します。

○須賀議員 ありがとうございます。

ちょっと私、不勉強で申し訳ないですが、ちょっとお聞きしたいんですけ

れども、リノベーションのいわゆる5事業のうち、中止となった事業と実施となった事業の中で、このICTを活用した業務の効率化というので、高齢者生きがい課は中止になって、保険年金課は実施になったとなっておりますが、これって何が違うんですかね。ちょっと教えてください。

○委員長 須賀議員、ちょっと補足でどの資料の何ページの話をしている。

○須賀議員 ごめんなさい、成果報告書の280ページのところで、2件を実施、3件を中止と判定したと書いてあるんですが、今、その5件を調べたら、その5件の内訳がちょっとホームページから出てきたもので、その辺をちょっと確認のために教えていただけますでしょうか。

○行政改革推進課長 まず、高齢者生きがい課で中止になった理由でございますけれど、RPAという自動でソフトがデータ入力をしていくものを使っていくことなんですけれど、これが先ほどちょっと出ました国が進めております標準標準システムへの移行を控えておりますので、その中で対応できる可能性がありますので、ここでは一旦中止とさせていただきました。

保険年金課につきましては、人間ドックのウェブ申込みという内容でございましたが、それにつきましては申込みシステムというのが現在行政改革推進課のほうで御用意ができておりますので、そちらが取り組むことができるということで実施ということになりました。

○須賀議員 ありがとうございます。

RPAだと以前に軽自動車税もやっておると思うんですけれども、それとかあと市民税もやっておると思うんですけど、今回8次行政改革大綱の中にはそれはもう終わっておるということで載っていないということで、保険年金課のほうはRPAじゃないということでしたね、何かウェブでやるというやり方があるということで、それとは別の考え方だということよろしいですかね。

○行政改革推進課長 はい、そのとおりでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて財政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○財政課長　それでは、財政課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

歳入歳出決算事項別明細書の50ページ、51ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

最上段の2款地方譲与税から、52ページ、53ページの下段、12款交通安全対策特別交付金まででございます。

次に、76ページ、77ページをお願いいたします。

中段、17款財産収入、1項1目財産貸付収入で1節土地建物貸付収入。

その下、2目1節利子及び配当金で、79ページの備考欄の上から2つ、財政課の江南市財政調整基金利子、江南市公共施設整備事業基金利子でございます。

最下段、19款1項1目基金繰入金で、81ページの備考欄の上から2つでございます。財政課の江南市財政調整基金繰入金、江南市土地開発基金繰入金でございます。

その下、20款1項1目1節前年度繰越金でございます。

はねていただきまして、88ページ、89ページをお願いします。

中段、22款市債、1項5目1節臨時財政対策債でございます。

続きまして、歳出でございます。

112ページ、113ページをお願いいたします。

最下段、2款総務費、1項6目財政費から、116ページ、117ページの上段、備考欄、市有財産管理事業まででございます。

次に、ページ大きくはねていただきまして、366ページ、367ページをお願いいたします。

下段、11款1項1目公共施設災害復旧費で、その下、12款1項1目公債費。368ページ、369ページをお願いいたします。

上段、13款1項1目予備費まででございます。

補足の説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 117ページの上段ですね。

アスベスト調査委託料、どこの施設を調査したのかということをお教えください。あと内容もちょっと教えてください。

○財政課長 アスベスト調査でございまして、施設は7施設ございます。

具体的に申し上げますと、旧古知野北学供、市民文化会館の展示室、現在の老人福祉センター、旧図書館、旧保健センター、現在の交通児童遊園、旧木賀プールということで、合計7施設でございまして、検体数といたしましては220検体を採取いたしまして、性質の分析とその量の分析ということで調査をしてまいりました。

結果といたしましては、木賀プールのみが含有はなしということで、あと残りの施設からはアスベストの検出がされたという結果でございます。

○伊藤委員 はい、分かりました。

その下の負担金、補助及び交付金の特別管理産業廃棄物管理責任者講習会とあるんですけれども、これってちなみにどういった資格なんでしょうか。

○財政課長 廃棄物処理法、ちょっと名称は不確かかもしれませんが、廃棄物処理に関する法律ということで、そちらに定められております特別管理産業廃棄物ということをお管理する、その責任者ということになります。

特別管理産業廃棄物といたしましては、本市においてはPCBということで、現在防災センターの1階に保管しておりますが、その管理と処分に関する責任者ということで講習会を受けて配置をいたしてございます。

○伊藤委員 これってやっぱり資格を持った職員を置く必要があるんですね。

○財政課長 はい、そのとおりでございます。

○伊藤委員 分かりました。

あと、主要施策の成果報告書282ページ。

この成果の状況の中で、財政力指数なんですけれども、これは平成29年度の基準値と昨年度の実績値があるんですけれども、これを比較すると、かなりだんだん悪化しているように感じるわけなんですけれども、これは財政当局としてはどのような感じで受け止めてみえるんでしょうか。

○財政課長 財政力指数の算定につきましては、基準財政収入額と基準財政

需要額ということで、その割り算で求められているものでございます。

0.74という実績でございますが、こちらにつきましては、地方交付税の再算定がございまして、それに伴って基準財政需要額自体が増えたということでございます。

需要額が増えれば、交付税が追加で交付されるという仕組みでございますことから、計算式上こうなったということで理解をしているところでございます。

○伊藤委員　　そうしたら、今後どのようなことに留意して財政運営を行っていくんでしょうか。

○財政課長　　こちらのページの成果と課題の分析ということで記載のほうをさせていただいておりますが、特に義務的な経費の増加ということで、とりわけ扶助費ということが予想されるわけでございます。

それ以外にも大型な事業ということで、こちらにつきましては今後の財政負担というのが増加されるという見込みがされているところでございますので、引き続き健全化に留意しながら努めてまいりたいと考えております。

○伊藤委員　　分かりました。

284ページ、これは非常に達成状況がむちゃくちゃ晴れマークなんですけれども、具体的にどの内容というか、どういったことが解消されてこのような達成状況になっているんですかね。

○財政課長　　こちらにつきましては、公共施設の再配置のほうで財源不足額304.4億円ということで計画のほうには載せさせていただいております。この304.4億円に対しまして解消された割合ということで数字のほうを載せさせていただいております。

具体的に申し上げますと、財源不足額の解消ということで、現在令和4年度末で公共施設整備事業基金といたしまして残高が約10億円ございます。あわせまして、各施設でこれまで統廃合、廃止ということで進めてまいりましたが、304億円の積算は2055年までの、例えば予防保全改修をやる、大規模改修をやるというもののトータルでございまして、廃止したもの、複合化したものということで、施設としてもう存在しないものについてその削減された減額ということで積み上げていたものということ。

その2つを合わせまして、縮減額ということで出しまして、その比率という形としてございます。

○伊藤委員　はい、分かりました。

あと324ページです。

これは非常に難しい問題だと思うんですけども、基金の積立てということで、現在の公共施設の規模を維持したままでいくと、先ほど約300億円不足するということですので、統廃合によって施設面積を縮減するという考え方が大前提にあったわけですね。しかしながら、小・中学校はなかなか統廃合が進まないんですよ。

そうした中、300億円という前提が縮減できない場合、これは基金に積み立てて不足分をカバーするという考えもあると、そんなように私は考えているんですけども、そういった理解でまずいいのか、例えば、そうであれば、基金に幾らぐらい積み立てていくべきか、そういう目標額というのは達成されているんでしょうか。

○財政課長　300億円の解消方法といたしましては、先ほど委員御発言されました、その基金の積立てによってのカバーと、あとは施設の統廃合によりましてのカバーということで、こちらを進めていくということで考えてございます。

なかなか統廃合につきましては、スムーズに進まない施設もございまして、当然市民が利用する公共施設になりますので、やはりその施設を動かすというのは大変慎重にならざるを得ないということでこれまで感じていながらやっておりますけれども、今の主要施策のほうの3.7%でありますとおり、一応基金と統廃合の両方と2本立てでやはり進めていくということがどこの自治体も同じかなと思っております。

積立ての目標額につきましては、具体的には明示してございませんので、いろんな考え方が多分あるかと思っております。

基本的には300億円全部現金で積めれば、それは問題ないんですが、当然統廃合する上では地方債なんかも借りながら、今でいきますと90%の有利な地方債もございまして、残り90%は借金、10%は現金という大ざっぱに言えばそういう考え方も取れるとすると、300億円に対しまして10%部分の現

金を持つのか、あるいはその公適債、有利な地方債も今のところ国は期間限定とされておりますので、一般単独債になりますと75%の充当になりますので、残りの300億円の25%を積立目標にするのかということ、これもいろんな考え方があろうかと思えます。

具体的には、公の場で明示している積立てというところは、現在持っていないところで進捗をしているという状況でございます。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに。

○堀委員 今回の統廃合でいろいろ数字が出ておったんだけど、統廃合でそんな具体的に話が出ておるのかな、行政の進め方において。話が出ておるの、統廃合について。

○財政課長 具体的に話は出ていないということでございます。

統廃合として進めるに当たりましては、その施設ごとに事前に議員の皆様方と全員協議会なんかの場を通じて御説明をしているということでございますので、どことどこの施設を複合化させる、統廃合するという具体的な内容については出ていないということでございます。

○堀委員 うわさ話程度で宮田小学校と藤里小学校が合併するとか、ほかにもいろいろうわさ話は出ておるんだけど、それだけ具体的な数字が出てくるといことは、やっぱりもっとしっかり公表して進めていかんと誤解を招く可能性がありますので、気をつけてもらわんとと思えます。

それから、財政調整基金について今後の今現在のいわゆる金額と今後どのような方向性に持っていくか、これを聞きたい。

○財政課長 財政調整基金は令和4年度末で33億4,900万円ということでございます。

この決算議会の中でも財政調整基金の積立てということで上げさせていただいた部分がございます。

それからまた今後取崩しということで、事業の内容によっては取崩しという形にもなってまいりますことから、令和5年度末の見込みといたしましては20億円の後半から30億円前後ということで算段をしているというところでございますが、今後のその補正の内容と、それから今コロナワクチンの関係

でワクチン接種事業と、それから臨時交付金事業については全額国庫がつくという算段で考えると先ほど申し上げたぐらいの数字になるのかなあというふうに思っておりますけれども、個々のところについては若干前後する可能性もあると、そんな状況の中で、議会の中での御答弁といたしましては、これまでも標準財政規模の大体10%前後はということで申し上げてまいりました。うちでいくと大体20億円という形になってまいりますけれども、これを下回らないぐらいは常に維持していきたいということで考えております。

○堀委員 財政調整基金についてはいろいろ意見が分かれておる中で、今の割合からいくと、これぐらいの20億円程度であろうということですが、もっと有効的に使っていただきますように、これは要望しておきたいと思えます。

それから、ちょっと基礎的なことで公共施設整備事業基金ってあるでしょう。財政調整基金の中でこれは使えないの。公共施設は別か。

○財政課長 別の基金でございまして、公共施設事業基金、いわゆる特定目的基金ということで、公共施設の再配置に係る事業にのみ充てられる基金ということで創設したのが公共施設整備事業基金ということでございます。

○堀委員 それで先ほど言った公共施設の統廃合等、こういうものを使うわけか。

○財政課長 今後基金を使うというときには、公共施設の統廃合という理由をもって、この公共施設の基金を使うということでございます。

○堀委員 さっきも言ったように、具体的にそういう話がない中でこういうようなものを一応積立てということは、それなりのやっぱり情報公開をしてしっかり進めていただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて税務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○税務課長 それでは、税務課の所管いたします決算につきまして説明させていただきますので、歳入歳出決算事項別明細書の48、49ページをお願いい

たします。

最初に、歳入でございます。

1 款市税につきましては、1 項市民税から最下段でございます 5 項都市計画税までのうち、現年課税分が税務課所管となります。

次に、58、59ページをお願いいたします。

下段の14款使用料及び手数料、2 項 1 目 2 節徴税手数料で、備考欄でございます証明手数料及び閲覧手数料でございます。

次に、68、69ページをお願いいたします。

中段の15款国庫支出金、4 項 5 目 2 節徴税費交付金のうち、備考欄でございます税務課分、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、86、87ページをお願いいたします。

21款諸収入、5 項 2 目11節雑入のうち、備考欄の最上段でございます税務課分、郵便料実費徴収金はじめ 3 項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

132、133ページをお願いいたします。

下段でございます 2 款 2 項 1 目の税務費、右側の備考欄、人件費等から、139ページ備考欄の中段、税諸証明書交付事業（新型コロナウイルス感染症対策）まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○堀委員　137ページの航空写真撮影事業というのがあるんだけど、これは209万円。今ドローンもいろいろ活用されておりますが、これちょっと具体的に説明をお願いいたします。

○税務課長　航空写真の撮影でございますけれども、評価替えの時期に合わせて、3年に1度航空写真を撮影させていただいている事業でございます。

こちらにつきましては、合同での撮影ということで3市2町合同での撮影を令和5年1月1日に行ったというものでございます。

- 堀委員 3市2町ってどこ。岩倉市、江南市、犬山市か。
- 税務課長 3市2町でございますけれども、江南市以外に、犬山市、岩倉市、大口町、扶桑町の3市2町で実施しているものになります。
- 堀委員 それで江南市の負担金がこれだけということ。
- 税務課長 そのとおりでございます。
- 堀委員 3市2町で合同でそれじゃあ総額で幾らぐらいになるの。
- 税務課長 合同で実施で、1,003万2,000円でございます。
- 堀委員 1,000万円以上かかるわけだね。

今、ドローンがどんどん発達して、すばらしい写真が撮れる状況であります。そういうことも考えて、1,000万円もかかるんだったら十分これはドローンでカバーできると思うんですが、そののところを調査・研究をしていただきたいというふうに要望しておきます。以上です。

- 委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 伊藤委員 今、堀委員の内容が成果報告書の326ページのほうにも載っているんですね。

その中で、やはり先ほど言われた江南市の分担金が約200万円ぐらいということで、あと犬山市は非常に多いものですから400万円ぐらいですね。あと岩倉市と大口町と扶桑町が約百二、三十万円前後ということですので、これ、先ほど言った堀委員のドローンですけども、そういうのを利用して、例えばこれは3年に1回なんですけれども、毎年撮ろうという、そういう議論というのは他市町から出ているんでしょうか、出ていないんでしょうか。毎年撮っていきましようかという、そういう議論。

- 税務課長 今、共同で実施しております構成団体にお伺いしますと、今のところ3年に1度というふうでございまして、江南市におきましては、実は以前は5年に1度の撮影ということで、都市計画課が都市計画図作成のために5年に1度実施していた写真を評価替えの際に御利用させていただいたものになります。

今回、合同で実施することで5年に1度、単市で実施するよりも安価での撮影の金額となりましたので、今回、初めてですけども、実施させていただいているものになります。

○伊藤委員 毎年という議論は出ていないんですよ、取りあえず。

はい、分かりました。

次に成果報告書の286ページ、これはちょっとなかなか言いにくいことなんですけれども、課税誤りによるということで一応実績5件あったということなんですけれども、これはどういった誤りがあったんでしょうか。非常に聞きにくいんですけれども、申し訳ございません。

○税務課長 令和4年度中に納付書の内容に誤りがあることが判明しました5件でございますけれども、その内容の内訳としましては、個人市民税が1件、固定資産税が4件でございます。

個人市民税の1件につきましては、上場株式に係る譲渡損失の繰越控除の適用誤りでございまして、損益通算が適用されないところを誤って適用してしまっていたことから税額を更正したものでございます。

固定資産税の4件につきましては、土地が2件、家屋が2件でございます。土地の2件につきましては、所有権移転の処理において、移転していない土地についても誤って移動入力してしまっていた1件と、共有名義を単独名義と誤って入力してしまっていたことによるものでございます。家屋につきましては、取壊し処理が漏れていたことによる課税誤りが1件、増築物件の建築年月日の入力誤りによる経過年数が誤っていたものが1件ということになってございます。

○伊藤委員 私も昨年も要望しているんですけれども、やはり税の賦課ということで何万件という件数を取り扱っているわけでございますので、誤りは絶対ゼロには、人間がやることですのでゼロには絶対ならないんですけれども、十分に細心の注意を払って、これから行っていただきますよう強く要望しておきます。よろしくお願ひします。

あと、こちらの決算書のほうですね。

1点だけ、139ページの税諸証明書交付事業の中のスマート申請の利用状況だけ教えてください。

○税務課長 スマート申請の利用状況でございますが、令和4年10月から令和5年3月までの件数で申し上げますと、課税所得証明書が11枚、納税証明書が2枚、固定資産評価証明書が2枚の合計15枚という状況でございます。

○伊藤委員 はい、分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○牧野委員 お願いします。

施策評価の286ページ、単語の意味を教えてください、未申告者というのはそもそもどんな方のことを指すのでしょうか。以上です。

○税務課長 未申告による更正の件数でございますけれども、個人市民税におきましては、未申告の調査をしたことで更正ができた件数ということになってございます。

具体的に申し上げますと、扶養の重複扶養を申告されたことによりまして、その分の所得の超過が確認されたことによる課税を更正した件数ということになってございます。

固定資産税につきましては、税務署調査による更正増の件数ということで、税務署の決算書などを調査したことにより課税が更正増となった件数ということになってございます。

○牧野委員 ありがとうございます。

これは目標値に比べて実績値が下がっているということは、うまく通達というか申告のチェックが、通知がうまくいっていないということなんですかね。

○委員長 目標値と実績値が低くなっている理由を説明してくださいという。

○税務課長 目標値には達していない状況ではございますけれども、未申告の方に未申告調査ということで申告書の発送を一斉に行わせていただいております、その発送枚数につきましては例年よりも減っているという状況でございますので、件数として目標値に達成しなかったのは、未申告の方、もともと申告のされた方の件数が増えてきているという背景もあるかと思っております。

○牧野委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、審議の途中ではありますが、ここで暫時休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後1時08分 開議

○委員長 それでは、皆さんおそろいでありますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

では、続いて収納課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○収納課長 それでは、議案第65号のうち収納課の所管する内容につきまして御説明いたしますので、歳入歳出決算事項別明細書の48、49ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

このページの最上段、1款1項1目個人から最下段、1款5項1目都市計画税までの備考欄、収納課に関する箇所でございます。

大きくはねていただきまして、74、75ページの中段をお願いいたします。

16款3項1目1節徴税費委託金でございます。

はねていただきまして、80、81ページの中段をお願いいたします。

21款1項1目1節延滞金でございます。

次に、82、83ページの上段をお願いいたします。

21款5項2目3節土地改良区費徴収交付金でございます。

次に、86、87ページの上段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち収納課分、配当割額・株式等譲渡所得割額返戻金でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

大きくはねていただきまして、138、139ページの下段をお願いいたします。

2款2項2目収納費の備考欄、人件費等から、はねていただきまして、142、143ページの中段、納税相談事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 75ページ、この中の中段辺りですかね、県民税徴収取扱費委託金とあるんですけれども、これは結構金額があるんですけれども、これの内

訳をちょっと教えてください。

- 収納課長 県民税徴収取扱費委託金の内容でございますけれども、これは愛知県より1億6,734万2,471円の交付を受けたものでございますが、主な内容といたしましては、税金でございますけれども、税金というのは市県民税という形で一括で市で徴収しております事務でございます、この事務の手数料といたしまして納税義務者数1人当たり3,000円の交付を受けておりますことから、今回の場合、納税義務者数5万2,410人に対しまして1億5,723万円の委託金の交付となっております。

また、市県民税に還付が発生した場合、市から納税義務者に対しては、県民税も一旦立て替える形で還付をしております。この立て替えた分を委託金の一部として交付されておりました、令和4年度におきましては、配当割額等の控除不足分の還付等も含めまして、全体で2,498万5,252円のうち、県民税分997万7,357円の交付をいただいております。

- 伊藤委員 分かりました。

あと、81ページ、この中段ですけれども、延滞金の中の、これは初めて見る項目なんですけれども、還付未整理金というのは何でしょうか。

- 収納課長 還付未整理金200円の内容でございますけれども、これは令和元年度及び令和2年度市県民税の延滞金2件、2名の方で、各100円の過誤納金があったものでございます。どちらの方にも還付が発生した時点で準備をいたしまして、その発生した旨の通知と還付等に係る請求書等を郵送で御案内しましたが、御返答がありませんでした。その後、1名の方には、電話も分かりまして、連絡をしたところでございますけれども、最終的には年度末までをもちましてもお答えがなかったということで、2件の分の還付未整理金ということで処理をさせていただいたものでございます。

- 伊藤委員 よく分かりました。

次に、143ページ、納税推進事業の中の委託料ですね。これも結構金額があるんですけれども、収納代行委託料なんですけれども、この内訳と、これは単価と件数はどうなっているんでしょうかね。その辺りを教えてください。

- 収納課長 こちらは、コンビニ等で納付をしていただいたときにお支払いするんですが、まず委託先といたしましては、三菱UFJニコス株式会社で

ございまして、月額の利用料金ということで1万1,000円、取扱い1件につきまして63.8円をお支払いしておるものでございます。

内訳といたしまして、市県民税が年間で1万4,231件、金額にいたしまして4億4,651万3,891円、固定資産税、都市計画税も含めてでございますけれども、2万1,840件、7億6,315万680円、軽自動車税でございますけれども、1万6,430件、1億3,680万7,700円、合計でございますけれども、金額はお示しをしたとおりでございます、件数は5万2,501件でございます。

○伊藤委員 分かりました。

あと、その下の還付・充当事業の中の償還金、利子及び割引料、その中の市税過誤納還付金等及び還付加算金なんですけれども、これも毎回聞いているんですけれども、税目ごとの金額が分かれば教えてください。

○収納課長 こちらは、市税につきまして、決算を締めてから様々な事情によりまして、確定申告であったりとか、税額更正があったときに、歳出還付ということで、予算を使ってお返ししているものでございます。

内訳でございます。市県民税といたしまして、還付金として2,497万9,516円、還付加算金といたしまして2万5,000円、件数が707件でございます。法人市民税といたしまして、件数が157件、還付金が796万6,500円、還付加算金が3万3,300円。固定資産税、都市計画税としまして29件、還付金といたしまして66万6,700円、還付加算金等といたしまして3万4,400円。軽自動車税といたしまして、こちらは本税だけ、税金だけでございますけれども、11件で6万2,000円、あと延滞金といたしまして、還付件数11件に対しまして2万4,400円でございます。以上でございます。

○伊藤委員 分かりました。

あと、主要施策の成果報告書ですね、288ページ。これはちょっと疑問点なんですけれども、成果の状況の中で、晴れマークになっているんですけれども、これは基準値や目標値を下回っているんですよね。本来は年々上がってくるような気がするんですけれども、何でこれは逆に口座振替加入率が下がってきておるんでしょうかね。その原因というのは分かりますか。

○収納課長 収納率につきましては、目標値、基準値は上がっておると、実績値も上がっておるという中で、口座振替加入率の少し下がっているところ

で御答弁をさせていただきますけれども、こちらは、過去には当然税金を納めるということになりますと、普通、窓口納付、金融機関であったりとか市役所であったりとか、あとは銀行ということで、ここに書いてあるとおりの口座振替か窓口納付という2種類しかございませんでした。

昨年度の決算ベースでいいますと、先ほど少し答弁で触れさせていただきましたけれども、コンビニ納付等、いわゆる金融機関以外であったりとか、今はバーコード決済ということで、いわゆるバーコードでそのまま決済できるということで、銀行に行かなくてもそのままスマホで決済ができるような方法もあったりしながら、一番当初は確かに口座振替を伸ばせということで伸ばしておったんですけれども、今はやはり市民の利便性という視点を考えますと、様々な方法で、納付の仕方のバリエーションというのが増えてまいりまして、なかなか口座振替に集中して数字が上がってくるということがちょっと難しい時代にはなってきたのかなという、背景としてはそういうものがあるのかなというふうに認識しております。

○伊藤委員 分かりました。

あと1点だけです。327ページ、滞納処分事業の中の事業実績の表なんですけれども、新規差押件数が令和3年度と令和4年度、ほとんど一緒ですよ、約1,000件ぐらい。その下の換価金額ということで、充当金額なんですけれども、これは1,000万円減少しているんですよ。この辺のところはどういうふうな原因で、件数は一緒なんですけれども金額が減っているという、この辺りはどういう、原因は何でしょうか。

○収納課長 議案質疑の掛布議員の中で一部総務部長が答弁させていただいておりますけれども、いわゆる今の差し押さえたものに対して税金を充てる場合には古い税金から充てていくというところがありまして、現年度は普通、先ほど答弁いたしましたように、窓口納付だったりとか口座振替、バーコード決済で納めているんですけれども、ここに入ってくるような数字というのは、基本的に遅れている方の数値ということでございます。いわゆる過年度というような言い方もしますけれども、現年度を除いた過年度のものが主に差押えの対象になってくることが多いということはず言えると思っておりますけれども、そうした中で、過年度の、いわゆる調定ですね、現年をずう

っと納めていて繰り越す、税金が払えなかったものですから繰り越す金額というのが、令和3年度と令和4年度を比較しますと、令和4年度、今回の決算額でいきますと4,958万8,201円と非常に大きく下がってきておるものですから、仕事量としては減っていないと、先ほど委員がおっしゃられましたように変わっていないんですけれども、数値的には、大きい金額を残した、滞納してみえる方が少なくなっている、全体的には少なくなっている、仕事全体としては変わらないんですけれども、徴収できる金額が減ってきているということで推察はしております。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○牧野委員 施策評価で、伊藤委員の、288ページの先ほどの口座振替加入率の推移なんですけれども、聞いていて思ったのは、40代以降は人によっては振込票よりバーコードのほうが多分親しい感じがありますし、要するに会話しながらLINEしながらぱっと払えるようなほうが親和性は高いと思いますので、スムーズに払っていただくためにもどんどんバーコード比率を高めていただければと思いますというのと、質問は、バーコードの支払い率みたいなものは押さえていらっしゃるでしょうか。

○収納課長 先ほど、ちょうど決算の中で、コンビニ収納の中にこのバーコードのものも入ってまして、ニコスが一緒に取り扱っていますので、それを分けて精算はしていないものですから、コンビニとちょっと合算しているので、今、委員の中のような説明はできないんですけれども、全体的にはやはりこちらのほうが、今言われるように伸びてきていると思いますので、納付書を送るときであったりとか、そういったところにより進めていくということは考えておりますけれども、これも先ほどちょっと答弁させていただきましたけど、単価が63.8円ということで非常に高いというところがあるので、市としてはちょっと両面考えながら、口座振替は今度上がっても22円でしたかね、と予定をしておるので、その辺のところはよく考えながら進めていく必要があるのかなあと、利便性はでも上げていかなくちゃいけないのかなというふうに認識はしております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて総務課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長 それでは、総務課の所管につきまして御説明させていただきますので、歳入歳出決算事項別明細書の54、55ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

上段の14款1項1目総務使用料、1節総務管理使用料のうち、備考欄の総務課分13件でございます。

64、65ページをお願いいたします。

下段の15款3項1目総務費委託金、1節総務管理費委託金でございます。

74、75ページをお願いいたします。

中段の16款3項1目総務費委託金、3節選挙費委託金でございます。その下、4節統計調査費委託金でございます。

76、77ページをお願いいたします。

中段の4項4目市町村事務移譲交付金、1節市町村事務移譲交付金でございます。

下段の17款1項1目財産貸付収入、2節使用料及び賃貸料、備考欄の総務課分でございます。

78、79ページをお願いいたします。

上段の2項2目物品売払収入、1節物品売払収入でございます。

82、83ページをお願いいたします。

下段の21款5項2目雑入、10節電話料収入、備考欄の総務課分でございます。

86、87ページをお願いいたします。

上段になりますが、21款5項2目雑入、11節雑入、備考欄の総務課分でございます。

続きまして、歳出でございます。

少しはねていただきまして、116、117ページをお願いいたします。

上段の2款1項7目行政事務費、備考欄、人件費等から、122、123ページ

下段の固定資産評価審査委員会事業まででございます。

少しはねていただきまして、148、149ページをお願いいたします。

中段の4項1目選挙費、備考欄、選挙管理委員会事業から、はねていただきまして、154、155ページの上段まででございます。

その下、5項1目統計調査費、備考欄、統計調査事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　123ページをお願いします。

公用車管理事業なんですけれども、12節委託料、運転委託料なんですけれども、これは結構金額がありますけれども、これは車両の運転委託ということで、車両ごとの実際の稼働日数とかその辺りはどうなっているんでしょうかね。

○総務課長　まず福祉バスでございますけれども、年間の稼働日数といたしましては109日でございます。そして、マイクロバスでございますけれども、こちらのほうは年間90日となっております。

○伊藤委員　なるほどね、結構利用されているということですね。

あと、次に155ページの、これもちょっとお聞きするんですけれども、統計調査事業が、いわゆる、私が思うにはやはり統計調査員の確保が非常に困難である、大きな課題であると私は認識しているんですけれども、今回はどういったふうにこれは確保されたんでしょうかね。

○総務課長　令和4年度に行いました統計調査事業でございますけれども、まず住宅・土地統計調査事業のほうで、指導員が17名となっております。また、就業構造基本調査事業のほうで、指導員1名、調査員12名の合計13名ということでございます。いずれも十余名ということでそれほど人数の多くない調査事業でございますので、従来の、国勢調査とか、調査事業を担っていただいた方を中心に募集をしたところでございます。

○伊藤委員　分かりました。

あと1点だけですけれども、この中では。

統計調査も電子化が進んでいけば、調査員も、これは減らしていけると私

は思っているんですけども、現在、紙の回答と電子の回答との割合はどのぐらいの率なんですかね。

○総務課長 昨年度10月1日を基準日として行われた就業構造基本調査で申し上げますと、インターネットでの回答の割合が25.6%、郵送による回答の割合が57.8%、直接手渡しで回答いただいたものが1.1%、回答率の合計が84.4%でございます、未回答が15.6%でございます。

○伊藤委員 分かりました。

どんどんやっぱり電子になっていくと調査員も減ってくると思いますんで、その辺り、しっかりとまた電子回答を増やしていただけるようお願いいたします。

それと、主要施策の成果報告書の296ページ、これは実績値はゼロなんですけれども、ちょっとお聞きしたいんですけども、これは今後のことになるんですけども、近い将来、本庁舎の建て替えの工事も必要になってくると思うんですよ。現在、本庁舎の建て替えの検討や議論などというのはされているんでしょうか。

○総務課長 現段階では、本庁舎の建て替えの議論のほうにはまだ具体的には至っていないところでございます。

○伊藤委員 分かりました。

あと1点だけです。298ページですね。令和4年度に執行された選挙について、令和4年7月に参議院議員、令和5年2月に愛知県知事です。それぞれの投票率をちょっと教えてください。

○総務課長 昨年度の参議院選挙、令和4年7月10日に実施されましたけれども、こちらの投票率が52.68%でございます。それから、令和5年2月5日に行われました愛知県知事選挙、こちらの投票率が35.88%でございます。

○伊藤委員 これは、この辺り、私はちょっと分からないんですけども、市のほうで想定されていた投票率が多分あると思うんですよ。この実際投票された投票率とその辺りの乖離はあったんでしょうか。思っていた投票率から高かったのか低かったのかという、想定された、感覚としてちょっと教えてください。

○総務課長 あくまでも感覚でございますけれども、参議院選挙で申し上げ

ますと、その前々回、令和元年に実施されました投票率が47.85%でございましたので、タイミングもあろうかと思えますけれども、国政選挙としてはまずまずの、何とか半数を上回りましたので、事前に想定はしておりませんが、それほど悪かったという印象はございませんでした。

また、愛知県知事選挙でございますけれども、こちらのほうは、平成31年、その前の選挙のほうは35.57%でございまして、ほぼ横ばいでございました。投票率から考えると、立候補者も多かったことから、やや不振ではあったのではないかなあというふうに感じております。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○岡地委員 決算書の149ページの期日前投票所の会計年度任用職員の、これは選挙別に人数が分かれば教えていただきたいんですが。

○総務課長 期日前投票所におけます会計年度任用職員でございますけれども、参議院選挙で申し上げますと、従事をお願いいたしました職員は12名でございます。

また、知事選挙におけます、同様に会計年度任用職員でございますけれども、同じく12名でございました。

○岡地委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○岡地委員 すみません、もう一つ、同じ149ページの需要費の中に、消耗品費の下、参考図書とありますけど、これは具体的に何を指すんでしょうか。

○総務課長 投開票事務ノートですとか、その選挙に応じた事務の要領を記載してある書籍のほうを購入しております。

○岡地委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○委員長 大薮議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議もないようでありますので、委員外議員としての発言を許します。

○大藪議員 それでは、御許可をいただきましたので、やっぱり先ほど秘書政策課のときに私が聞こうと思った内容というのは、支出ではなくて請求行為ですから、本来であるならば秘書政策課のところで聞かなきゃいけなかったことでした。終わってしまったことなので、ここで他の課にまたがってお話を伺っていきたいと思っています。

先日の駐車料金に関する内容、未執行が実際認められたということでしたが、これは放置されたとの状況で、決算について、これは議会の承認を求められるのかどうかというのも非常に疑問です。当然ですけど、前回お話しされたように、監査委員のほうは、公務に伴う経費については公費にて支払うべきだというふうに考えておりますというような答弁もいただいております。この辺りについて、併せて秘書政策課のほうには、駐車料金に未執行が認められ、これは副市長からは、今後はこのようなことがないように努める趣旨の答弁がありましたが、金額が分からないといった不適切な理由でこれは放置される状態でのいいのでしょうか。今回、これがもし万が一認められたとするならば、これは市民に説明つきませんよね。実際に、もう今後、駐車料金については、予算に立てる必要がなくなってきます。なぜか。課長か部長がポケットマネーで払えばいいからです。何でこんな話になるかということ、結果的には、いつまでたっても弁護士に説明に行ったか行かなかったかというところに言及するわけですよ。ちょっとこの辺について、秘書政策課と総務課の御意見を伺いたいと思います。お願いします。

○委員長 先に、大藪議員、ごめんなさい。弁護士事務所に行った行かないの部分は決算の話とは絡みませんので、そこは除いた形で、お金が出ていないことに対して確認するというところで進めさせてください。

○総務課長 公務の折に使用いたしました駐車料につきましては、旅行命令簿等とすり合わせの上、適切に請求をしていただき、総務課といたしましては、その請求行為に基づいて適切に精算をしていくということでございますので、よろしく願いいたします。

○大藪議員 もうそれに尽きると思うんです。で、秘書政策課のほうにお尋

ねします。

○企画部長 すみません。先ほどの駐車料金の関係でございます。

確かに公務で出張したということになりまして、駐車料金が発生するという事態にはなっておるところでございます。今回の件につきましては、確かに弁護士事務所のほうには行っておるんですけども、当時の駐車料金につきましては、今回、支払った本人にも確認いたしましたけれども、当時の領収書もなく、実際に支払った金額を証明することがもうできないものですから、今の現状からいうと、ちょっと請求行為はできないということでございいます。

○大藪議員 何の理由にもなりませんね、それは。なぜかといえば、これは先ほどから何度も言っておりますが、監査委員のほうから出てきている言葉というのは、公務に伴うお金というのは公費で支出されるべきだというふうに考えております。すなわち、職員というのは、駐車場に止める、それでもやはりきちっと領収書を取るなどして、それは持ってこなければいけないわけですよ。それを請求しなきゃいけないというルールがあるわけですよ。これは場合によっては、その駐車場、おおむね周りの駐車場、名古屋のほうへ行きますと、その時間からその時間を割り出せば、この駐車をした駐車場に尋ねれば、その証明は出ます。きちっと防犯カメラなどを解析すれば出てくることは出てくるんです。だから、そういうことをやってまできちっとこれは請求すべきなんです。それが請求できていないということは、実は行っていないんじゃないですか。

○委員長 大藪議員、すみません。そこを質問して何か、この決算の数字に対して何か確認したいということでしょうか。

○大藪議員 確認というか、いいですか。

○委員長 そこが分かるようにちょっと説明をお願いしていいですか。

○大藪議員 結局言及するのは何かと云ったらば、こういった費用について、もしこれを認めるとするならば、今後そういった金額については、ポケットマネーでオーケーなわけだから、予算立てできないんじゃないですかね。そこを聞きたいです。

○企画部長 今後についてになりますけれども、当然公務で出張した者につ

いては、公費でという原則がございますので、きちっとした適切な駐車料金を支払っていきたいと考えております。

○大藪議員 本当に数百円というお金かもしれませんが、これもやはり市民の税金です。きちっと執行されるべきだと思っていますので、委員の皆さんにも、この点についてよくお考えになって、これは本来、私はくくれるかどうかとも本当に不思議で仕方ないんですけども、御理解いただければというふうに思っています。私からは以上です。

○委員長 では、ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○委員長 須賀議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議もないようでありますので、委員外議員として発言を許します。

○須賀議員 委員長、ありがとうございます。

僕は特にこの問題がそこまでのものだとは思っていないんですけど、ただ、今、企画部長から領収書等がもう既に存在していないから、請求行為ができないから請求はしませんというような内容だったと思うんですけども、例えば領収書等、普通、車の駐車代って多分レシートか何かですよ、出てきたとしても。それとか、実際領収書も出ないようなものもあるかもしれんもんで、そういった場合は、領収書を徴収することが困難な場合については、支払い証明書というのがあって、それをもって処理することも可能だと思うんですけど、もしあくまでもまだその請求権、いつの時点でそれを処理したか分かんないんですけども、請求権がまだ残っておるということであれば請求行為を行っていただいて、今年度において処理することも可能じゃないかなあと思うんですけども、ちょっと会計管理者の見解もお伺いしたいと思いますけど、どうでしょうか。

○委員長 それは会計課ですね、そこは。

○須賀議員 いや、今の答弁に対して、できないというふうに言われたもん

で、要は領収書がないから請求行為が……。

○委員長 暫時休憩します。

午後 1 時 44 分 休 憩

午後 1 時 58 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

今の委員外議員、須賀議員の質問ですが、今の休憩中の中で話が進んだということで、ここは終了させていただいて、ほかの質問のほうに移りたいと思います。

ほかに質疑がありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、続いて会計課について審査をします。

[発言する者あり]

○委員長 暫時休憩します。

午後 1 時 59 分 休 憩

午後 2 時 00 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を進めます。

では、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○会計管理者兼会計課長 それでは、会計課の所管につきまして御説明させていただきます。

決算書、一般会計歳入歳出決算事項別明細書の80、81ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

中段の21款 2 項 1 目市預金利子、1 節預金利子でございます。

はねていただきまして、86、87ページをお願いいたします。

21款 5 項 2 目雑入、11節雑入の会計課分でございますが、上段やや下、業者用納品書売捌収入、愛知県証紙売捌手数料でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、130、131ページをお願いいたします。

下段の2款1項9目会計管理費、備考欄、人件費等から、1枚はねていただきまして、132、133ページ中段やや下、徴税費の前まででございます。

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけです。

133ページの歳入歳出事務処理事業の中の役務費、派出窓口事務派遣手数料、結構これは570万円ぐらいありますけど、この内容と、この金額というのは毎年同じ金額なんでしょうか。その2点、教えてください。

○会計管理者兼会計課長　派出窓口事務派遣手数料でございますが、こちらは指定金融機関における市役所内派出窓口に係る経費でございます。

手数料572万円の内容といたしましては、派出窓口での公金の収納、支払い等に従事する指定金融機関からの派遣職員の人件費でございます。現在は午前9時から午後3時45分までの間ということになっておりまして、金額につきましても、ここしばらくは変化はございませんけれども、今後、最低賃金の関係で変化してくるかも分かりませんが、今のところ上がるという話は聞いておりません。

○伊藤委員　以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて監査委員事務局について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○監査委員事務局長　それでは、監査委員事務局の所管について御説明させていただきます。

歳入はございませんので、歳出について申し上げます。

決算事項別明細書の156、157ページをお願ひします。

最上段の2款6項1目監査委員費で、右側、備考欄の人件費等から監査委員関係事業の愛知県都市監査委員会事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

- 委員長　　これより質疑を行います。
質疑はありませんか。
- 伊藤委員　　監査委員会関係事業の中の全国都市監査委員会負担金なんですけれども、これは負担金というのはいくらなんですかね。その積算根拠というのは何でしょうか。
- 監査委員事務局長　　負担金のほうは、全国都市監査委員会の会則において、都市の人口別で決定されております。
- 伊藤委員　　あと、これは使われているのはどういった内容で使われているんですかね、この負担金というの。
- 監査委員事務局長　　都市監査委員会の負担金につきまして、その使用目的は、総会や研修会の費用、またホームページでいろんな監査に関する情報を掲載するような経費に使われております。
- 伊藤委員　　あと1点ですが、主要施策の成果報告書の302ページの全般のことをいうんですけれども、現在の監査、いわゆる決算審査の資料なんですけれども、例えばこれをシステム化して、効率化を図っていくことがこれからだんだん必要になってくると私は思うんですけれども、ほかの自治体では、例えば決算審査資料をシステム化しているところはあるのでしょうか。
- 監査委員事務局長　　愛知県の都市監査委員会の尾張Bブロック地区の研修会等でも話題になりますけれども、システム化についてはかなりの経費がかかるというところで、なかなか監査資料について、それを作成するというところまでに至っていない市町が多いということで聞いております。
- 伊藤委員　　江南市としてはどうでしょうか。
- 監査委員事務局長　　江南市としても、ぜひそういう監査資料の作成について、システムが使えるれば各課の業務も楽になりますので、また正確な数字も掲載できるということで、今後検討していく課題だと考えております。
- 伊藤委員　　分かりました。システム化に向けて頑張ってください。以上です。
- 委員長　　ほかに質疑はありませんか。
- 〔挙手する者あり〕
- 委員長　　大藪議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出

がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、委員外議員としての発言を許します。

○大薮議員 よろしく申し上げます。

先般の議案質疑において、代表監査委員の発言の中に監査資料が膨大になることについて言及した発言がございました。日本国憲法まで持ち出されたのには私も非常に驚いたわけですが、これは監査に必要ななら提出を求められるべきだと思っています。監査に必要な書類はね、きちっと出すべきだと思っています。ただ、その書類等が、私はもう一つ不備があったのではないかなあと考えたのでそこを訪ねたんですが、その辺の見解をちょっとお聞かせいただきたいと思っています。

○監査委員事務局長 決算審査に当たりましては、代表監査委員も議案質疑の中でありましたけれども、各会計の歳入歳出決算書及び補足書類及び調書と照合し、併せて関係職員に説明を求めて審査したということで……。

○大薮議員 分からない。もっとゆっくりしゃべって。

○監査委員事務局長 もう一度しゃべります。

代表監査委員も当日議案質疑の中で発言がありましたけれども、決算審査に当たりましては、市長から提出されました各会計の歳入歳出決算書及び附属資料並びに諸帳票と照合し、併せて関係職員に説明を求めて審査いたしましたというところで、具体的には、決算審査に当たり提出された単価契約、委託契約及びその他契約調べによりまして、契約方法、契約の相手方、予算現額、支出済額、契約日、委託期間、検査日、支出日などについて審査しておりますということでございます。

○大薮議員 もうおっしゃるとおりなんですよ。実は、何かというと、某大手自動車メーカーも、納入先の下請企業が検査をした結果、こういう検査だったから安全に使っていいという部品が、実は全く改ざんされた、内容がおかしなものだったので、リコールが生まれ、さらにとんでもない問題まで発展した自動車メーカーもございます。市だって私は一緒だと思っています。

これについては、やはりドローンなどの空撮などを使ったときに、いろいろな法律があります。その、本当に表面だけ出されて、内容についてしっかり、内容をきちっと検証されていない。監査という一つの役割があるわけですから、こういったものをチェックするのも私は監査の仕事だというふうに思っているのです、そこはきちっと、何も、あそこで言われたように日本国憲法まで広げられたら困るんだと、私はそんなことは言っていないです。日本国憲法までチェックしろとは言っていないので、必要なものについては必要なものでしっかり見ていていただきたいと思っっているんですが、その見解をお伺いしたいです。

○委員長 暫時休憩します。

午後 2 時 11 分 休 憩

午後 2 時 13 分 開 議

○委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、局長、お願いします。

○監査委員事務局長 今の大薮議員の質問については、後日、監査委員さんにきっちりと伝えてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○大薮議員 結構です。

○委員長 では、ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○委員長 須賀議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議もないようですので、委員外議員としての発言を許します。

○須賀議員 ありがとうございます。

委員長の許可をいただきましたので、成果報告書の302ページの成果の状況で、決算審査における意見等指摘件数7件と実績値が出ておるんですけれども、これって7件の内容というのほどこかに書いてあるんですかね、具体

的に。

- 監査委員事務局長　この7件につきましては、監査委員の決算審査の意見書で出ております。指摘事項が7件ということになっております。一般会計で2件、水道事業会計で3件、下水道事業会計で2件、以上7件でございます。
- 須賀議員　この結びのところのですかね。収入率とか時間外とかそういうことですかね、これは。
- 監査委員事務局長　はい。そのとおりでございます。
- 須賀議員　これって、はっきり言って毎年同じことしか書いていないんだけど、毎回同じことを書いている指摘件数そのものに意味があるのか、改善していないことに意味があると思うんですけど、これが改善された件数とか、それなら分かるんですけど、毎回同じことしか書いていないようなことの指摘件数をここへ出して、何か一定の成果を上げることができているかと書いてあるんですが、何か事務事業の多様化に伴いチェック機能を強化していくと、これは何をやろうとしておるんかちょっと説明していただけますか。
- 監査委員事務局長　4の成果と課題の分析のところの、今御指摘のありました事務事業の多様化に伴いチェック機能を強化していくというところは、各課いろんな業務が増えてきております。また、DXというようなこともありますし、多様化しておりますので、チェックしていくには、江南市の監査事務局の規定にもありますけれども、事務局職員の能力の向上だとか、そういうことも必要になってきますので、そういう面でチェックのほうを強化していかないと、なかなか監査事務が進まないというようなことを考えております。以上でございます。
- 須賀議員　だから、そのためにあれですよ、職員を、定年になった方をいわゆる再任用で置いたりして、そういう経験を生かして見てもらっておるということだと思うんですけども、実際、何か職員の資質向上だとかといわれてるんですけど、職員っていましたかね、あそこ。1人か何かいるだけでしたよね、たしか。そういうことですかね。
- 監査委員事務局長　今の事務局職員は、私と主事が1名、あと再任用職員

の3名でございます。3名でございますが、その中でも、資質向上、勉強していくことは必要だと感じておりますので、研修会に参加したり、参考図書の購入でその購読をしたりという、ふだんから勉学に励んで頑張っていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長　　では、ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　では、質疑も尽きたようでありますので、ここで暫時休憩いたします。

午後2時18分　　休　憩

午後2時31分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、消防本部消防総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防総務課長　　それでは、議案第65号、消防本部消防総務課の所管につきまして御説明させていただきますので、歳入歳出決算事項別明細書56、57ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

最下段にあります14款1項6目消防使用料、はねていただきまして、58、59ページ最上段の1節消防使用料、備考欄にあります消防総務課、消防施設目的外使用料の4項目でございます。

次に、76、77ページをお願いいたします。

中段にあります17款1項1目2節使用料及び賃貸料、備考欄にあります消防総務課、消防庁舎自動販売機設置場所貸付収入でございます。

はねていただきまして、82、83ページをお願いいたします。

21款5項2目雑入、中段やや下にあります8節公務災害補償基金支出金、備考欄にあります消防総務課、消防団員等公務災害補償基金支出金でございます。

次に、86、87ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入、87ページの備考欄、中段やや上にあります消防総務課、全国消防グループ保険事務費負担金からその5つ下、派遣職員給与費

等負担金まででございます。

以上が、歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、284、285ページをお願いいたします。

中段やや下にあります9款1項1目消防総務費、備考欄にあります人件費等から少しはねていただきまして、295ページ中段にありますはしご自動車オーバーホール事業まででございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　289ページの退職報償金のところなんですけれども、消防団運営事業の中の。令和4年度の退団者は何名なのかということと、退団者の中で、勤続年数と金額はいいですけど、何人の方が退職報償金の対象者になって、何人の方が対象外になったということをもっと聞きたいです。

○消防総務課長　委員お尋ねの退職報償金の件でございますが、令和4年度における消防団退職者につきましては、全員で10名でございます。

そのうち、非常勤消防団職員に係る退職報償金の支給の対象になる5年以上勤務した退職者というのは6名ございました。その中でも、20年以上の長きにわたり尽力された方が2名おられまして、勤続年数が27年、最高階級は分団長の方です。2人目といたしましては、勤続年数24年、最高階級が……。失礼いたしました。先ほどの方が副分団長で、この24年の方は分団長となります。

以上、合わせまして6名で229万8,000円となっております。10名中4名は4年の勤続年数でありますことから、報償金の対象とはなっておりません。

○伊藤委員　現在、10名の退団者が見えて、実際、団員の入替えですね、これはスムーズにいつているものなのか、今欠員がいるものなのかをちょっとお聞きしたいです。

○消防総務課長　10名が辞め、現在の状況はどうかということかと思えます。

令和4年10月1日付で2名、令和5年4月1日付で6名の方の入団がござ

いまして、結果といたしまして8名の入団ということで、現在2名の欠員が出ておるような状況でございます。

- 伊藤委員　2名の欠員の方もしっかりと早急に探していただきまして、定員と実員が同じような形でしっかりとまた、団員にお願いするのか消防総務課が探すか分かりませんが、欠員がないようにお願いしたいと思えます。

次に、291ページの愛知県防災ヘリコプター運営協議会負担金ですが、これはまた非常に金額が大きいですね。

今回、名古屋市に防災ヘリが委託されて変わったというふうに聞いているんですけども、何かメリットか何かがあるんですか。

- 消防総務課長　令和4年4月1日から、愛知県防災ヘリコプターの運航を名古屋市に委託しまして、共同運用がされております。

メリットといいますと、機体が愛知県はもともと1機だったものですから、名古屋市の2機と合わせまして機体がトータルで3機になっております。

そういったことから、点検ですとかそういった故障なども含めまして常時2機での運行ができるような体制となっております。

また、愛知県防災ヘリのときは昼間帯のみの出動というのを基本にしておりましたけれども、今回、名古屋市に委託したことによりまして24時間体制で運行が可能となっております。

- 伊藤委員　非常にメリットがあるということで、24時間体制ということになりました。これからしっかり期待したいと思います。

実際、令和4年度の災害とかの訓練で江南市で活動された防災ヘリの実績って分かりますか。

- 消防総務課長　令和4年度中に実災害への対応はないんですけども、訓練で2度ほど江南市のほうで参加していただいております。

まず1回目は、令和4年5月26日にすいとぴあ江南北側の草井緑地公園で、こちらは水難救助訓練があったことと、あと令和4年11月11日に森永乳業の中京工場になりますが、こちらは尾張西北部消防合同訓練で参加をいただいております。

- 伊藤委員　はい、分かりました。

あと、成果報告書の218ページ。これは救急救命士、非常にこれは大変な職業だと思いますけれども、現在の運用救命士が19名ですよね。最終的には何名にしたいんですか、これ。

○消防総務課長 現在、ここに記しておるものは目標値の20というのがあるんですけども、最終的にということで申し上げますと、こちらは第6次総合計画において令和5年度と令和9年度というふうに読み替えさせていただくんですけども、令和5年度において21名、令和9年度においては24名といった目標値を掲げてございます。

○伊藤委員 はい、分かりました。

救命士はなかなか新規募集で応募者がいない場合、私は救急救命士枠で採用したらどうかということで提言して、救急救命士枠で採用してもらったこともあるんですけども、今後はそういったことも継続していただけるんでしょうか。

○消防総務課長 そうですね。これは複数採用が見込まれるときなどは担当部局との調整によりまして決定しておりましたが、今後につきましても消防職の採用があればその都度同様に調整のほうはさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○伊藤委員 はい、分かりました。

続きまして、259ページの、多分これは女性消防団員のことを言っていると思うんですけども、これは活動された実績という、その辺のところをちょっと教えてください。

○消防総務課長 消防団充実強化事業ですが、おっしゃられるとおり、女性消防団員に関する活動のことになっております。

女性消防団員は現在17名お見えになりまして、平時は主に啓発活動といたしまして、ここに記したとおり保育園や幼稚園などで防火教室やまた花火教室、これ以外にですと、独り住まいの高齢者宅に訪問いたしまして火災予防の啓発活動を行ったりですとか、あとは自主防災訓練において応急手当のブースを担当いたしまして、そちらで応急手当普及員としまして指導などを行っていただいております。

○伊藤委員 しっかりと啓発活動を行っていただきまして、ありがとうございます

います。

あと1点だけ、261ページのはしご自動車オーバーホール事業。これ、非常に気になっているものですから、非常に高額の3,300万円、非常に高額ですよ。多分、これははしご自動車はモリタで造ったものですから、モリタテクノスの1者随契でやっていると思うんですけど、金額が多分言いなりなんです。非常に高額なんです。

特に気になっているのは、納期が延長して非常に苦慮したということなんですけれども、その辺のところをちょっとお聞かせください。その延期になった理由というのは何でしょうか。

○消防総務課長　こちらは、もともと令和3年度の事業として行っておったんですけれども、委託期間が令和3年11月12日から令和4年3月31日でした。

おっしゃるとおり、モリタの工場で新型コロナウイルス感染症に罹患した者が多数発生し、また濃厚接触者も多数となったことから工場の稼働が悪化しまして、納入期限を結果といたしまして令和4年4月11日という形で申入れがございました。最終的な結果は令和4年4月6日の納車となったものでございます。

○伊藤委員　あと、ちょっと今気になったんですが、答弁で、11月という遅い時期からの契約なんです。もう少し早くすればいいと思うんですけれども、その11月という契約期間、なぜそんな遅くの契約期間なんですか。

○消防総務課長　そもそも11月はなぜかということかと思いますが、これは繁忙期を避けて遅い時期に契約することで少しでも価格が安くなるということから、そのような時期を選定して契約のほうをさせていただいております。

○伊藤委員　分かりました。

あと1点だけ、その間の応援体制ですね。例えば、はしご車がなかったときの応援体制として、それはどういった体制でされたのか。実際に応援していただいた実績があるんでしょうか。

○消防総務課長　この期間、整備日数にやはり数か月という日数を要しますので、その間というのは近隣の消防に関して応援協定を結んでおりますので、

近隣の一宮ですとか丹羽広域、また小牧消防本部などと協定を結んでおる中で出動の依頼をしております。

また、この期間において実際の出動というのは、応援を受ける出動などはございませんでした。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、続いて消防予防課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防予防課長 それでは、消防予防課の所管につきまして御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

歳入歳出決算事項別明細書の60、61ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

60ページ下段にございます14款2項6目1節消防手数料、備考欄にあります消防予防課、危険物施設設置（変更）許可検査等手数料と、その下でございます煙火消費許可申請手数料でございます。

次に、少しはねていただきまして、86、87ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入、87ページ備考欄中段でございしますが、消防予防課でコピー等実費徴収金でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、294、295ページをお願いいたします。

294ページ中段にございます9款1項2目消防予防費、右側備考欄にあります人件費等から、はねていただきまして、299ページ備考欄中段にございます煙火消費許可、立入検査等事業、10節需用費、事務用まででございます。

該当するページは以上となります。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 1点だけ。

一応、昨年の決算書と見比べたんですけれども、初期消火協力支援事業と住宅防火推進事業がなくなっているんですよ。

初期消火は当然、今の初期消火の協力者がなかったということでそれもないということが分かるんですけれども、これ、住宅防火推進事業は非常にこれは火災予防として一番大事な事業なんですけれども、このなくなった理由は何でしょうか。

○消防予防課長　　今委員がおっしゃられますように、初期消火のほうは言われましたように初期消火で表彰する事案がありませんでしたので、決算的に支出したものがございませんでしたので記載のほうはなかったものです。

また、もう一つの住宅防火推進事業は、これは消防予防課としましては結構重要な事業というふうに考えておるんですけれども、内容は独り暮らしの高齢者宅を訪問し、火を使う器具等の適切な使用を指導するというようなことで、一般の住宅ではありますが、防火意識の推進を図る事業ということで捉えております。

ただ、この事業に関しましては、職員が訪問してそういったお独り暮らしの高齢者宅に赴いて見せていただく、検査させていただくというところになるんですけれども、資機材等を使う項目としてはやっぱり少ない、全くなかったわけではないんですけれども、少なかったことから、令和4年度の当初の作成時に整理するような形でほかの事業と統合したという事情がございます。当然、決算書のほうにも記載がなかったという事情がございます。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　では、質疑も尽きたようでありますので、続いて消防署について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防署長　　それでは、消防本部消防署が所管いたします決算につきまして御説明させていただきますので、歳入歳出決算事項別明細書の70ページ、71ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

上段にございます15款4項9目1節消防費交付金で、備考欄、消防署、新

型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

少しはねていただきまして、78ページ、79ページをお願いいたします。

下段にございます19款1項1目1節基金繰入金で、はねていただきまして、81ページ上段の備考欄、消防署、江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、298ページ、299ページをお願いいたします。

中段にございます9款1項3目消防署費、備考欄、人件費等から、少しはねていただきまして、307ページ中段の備考欄、指揮出動事業、17節備品購入費まででございます。

説明は以上でございます。なお、補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけ。

主要施策の成果報告書の224ページ。多分、これは見ると皆さん気になっておられるんですけども、心拍再開率が55.7%、目標値を非常に下回っていますよね。その理由、低かった理由だけちょっと教えてください。

○消防署長　政策評価の心拍再開率の値が悪いというところでございますが、心拍再開率は心肺停止者に対する心拍の再開を率にして、救急隊等の処置をはじめ、救命に係る現状を評価しております。

令和4年度中の実績値26.1%でございますが、目標値の46.9%を20.8ポイント下回っているというところで、要因につきまして平成28年度の基準値と比較して考察をいたしました。

全体といたしまして、心肺停止者数というのは、平成28年は105件に対して令和4年は119件ございました。この中で数値として変化があったというところでありまして、1点目に、心肺停止に陥った際を目撃が少ないというところがございます。御参考までに、平成28年が60件、これは目撃があったというところですね。令和4年は42件というところがございます。これは、

発見が遅れるほど救命率が下がるというところで、この要因といたしましては、核家族化であるとか独居などの高齢者世帯が増加傾向にあるのではないかと考えております。

次に、2点目としまして、傷病者が高齢化しているというところがございます。75歳以上の方が平成28年当時は62人だったのに対し、令和4年は84人でございます。高齢という一概にはございませんが、基礎疾患が原因で不可逆的に救命が困難といった方もお見えになるといった現状でございます。

以上が数値としての変化でございますが、市民による応急手当の実施率といたしましては約69%という値が出ておまして、これは市民の方が積極的に救命処置を居合わせた人が行っていただけているという現状が分かっておりますので、そうしたことを認識した上で、今後も少しでも率が上がるように継続した普及啓発と講習の質の向上に取り組んでいきたいと考えています。以上でございます。

○伊藤委員 分かりました。

たまたま居合わせた人が応急手当をしているかしておらんかによって救命率が変わってきておるということ、あと高齢化が進展してどうしても心肺再開される方が高齢になってきているということで今回若干下がったということで、しっかり応急手当のほうをやっていただければまた上がっていくことも考えられますので、応急手当のほうをしっかりとやっていただきますようお願いして終わります。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時57分 休 憩

午後2時58分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

[退場する者あり]

○委員長 議案第65号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

〔入場する者あり〕

○委員長 以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、続きまして、行政視察に関してのお話を進めさせていただきたいと思っております。

〔発言する者あり〕

○委員長 その前に、行政視察の話をさせてください。委員会としてですね。

行政視察について

○委員長 では、続きまして行政視察についてを議題といたします。

資料についてはタブレット端末に配信しておりますので、御覧いただきますようお願いいたします。

本件につきましては、去る6月の委員会におきまして正・副委員長に御一任いただくということをお話を進めております。そうしたことから検討した結果を本日御報告させていただきますので、お願いいたします。

まず、日程についてです。

10月17日火曜日から10月19日木曜日までの2泊3日で日程を設定させていただきました。

視察先等、調査内容につきましては、10月17日火曜日が東京都府中市で新庁舎の整備についてを、翌18日水曜日は埼玉県所沢市の埼玉西部消防組合で消防広域化についてを、最終日の19日木曜日は埼玉県深谷市で深谷市シティプロモーション戦略プランについてをそれぞれ調査いたします。

このような内容で進めていきたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。それでは、今お話しした内容で進めていきますのでよろしく願いいたします。

なお、詳細な資料につきましては来月上旬までには事務局から配付させますので、視察当日にお持ちいただきますようお願いいたします。

以上で行政視察については終わりました、次は研修会について進めていきたいと思えます。

研修会について

○委員長 今年度、当委員会の研修会についてを議題とさせていただきます。

この件に関しましても、6月の委員会で議題とし、御意見や御提案を正・副委員長まで教えていただくようになっておりましたが、現在のところ、特に御意見、御要望ともなく、決まっていないという状況であります。

日程や研修テーマ、内容、講師などについて何か御意見をお持ちであればお願いできますでしょうか。

○堀委員 案はないの。

○委員長 今、堀委員のほうから何かないかという話でありましたが、総務委員会単独としては実はまだ調整中の状況でありまして、1つ御提案というか、一つの案としてお話をさせていただきたいものがあります。

そちらの話を進めさせていただきますが、実は建設産業委員会において、防災に関連した話で、講演テーマは「東日本大震災体験談～学んで助かる命がある～」、「僕にもできる！防災教室（小中学生向け）」という形のテーマで講師の方をお呼びするという案があるということでお話を聞いております。

それで、講師の先生も候補が挙がっている状況ではありますが、内容的には防災という話もありますし、東日本大震災だということで総務委員会にも共通するような内容の話であるということから、もし皆様に問題がなければ一緒に共同で開催するという案もあるということで、ここで御紹介をさせていただきたいと思えます。

講師の先生はちょっと遠方にいらっしゃるということで、交通費等々も歎

待することで、2つの委員会の予算で何とかお呼びできるような形の講師の先生でありますので、それも一つの案かなというふうに考えております。

○堀委員 何かあるの、資料。

○委員長 手元にホームページから印刷したものがあるだけなんですけど、コピーしたほうがよろしいですか。

○堀委員 もらっておこうか。

○委員長 分かりました。では、ちょっと休憩させていただいて資料の配付をさせていただきたいと思いますが、配付資料はありましたか。

[発言する者あり]

○委員長 いや、まだない。

ということで、今、堀委員から私の手元にある資料を配付してほしいということでこれからコピーして配付したいと思いますが、皆様よろしいでしょうかね、配付させていただいても。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長 ということで配付させていただきますので、暫時休憩させていただきます。

午後3時04分 休 憩

午後3時09分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、事務局のほうより先ほどの資料の配付をお願いいたします。

[資料配付]

○委員長 それでは、その資料のほうを軽く目を通していただきつつ、本件、先ほどお話ししたとおり建設産業委員会のほうでこの方を講師に招いて研修会を行ってはどうかという検討を進めておりますので、ちょうど本委員会です、委員外議員として建設産業委員会委員長の大薮議員がいらっしゃいますので、少し概要のほうを説明していただいてもよろしいでしょうか。お願いいたします。

○大薮議員 はい、ありがとうございます。

手短にお話をさせていただきます。

糸日谷さんといわれます。たまたま私の知り合いから紹介されたんですが、

紹介されてから初めて知ったんですけど、この方は国の施設の中で消防庁だったかどこかの語り部というグループの中のお一人で、要は生き証人みたいなもので、実際に震災を体験した、実際に自分で体験した人の語り部の方というのはそんなにたくさんお見えにならないそうです。

実際にその復興に関してはたくさんいるそうなんですが、皆さんも御存じのとおり、宮城県のある小学校では津波をもろに受けて何百人もの子供が亡くなりました。片や、この方は何か話によるとちょっと変わり者扱いをされていたみたいなんですね。御本人がそれをお話されるかどうか分かりませんが、毎月なのか、何か月に一回なのか、半期に一回なのか分かりませんが、子供たちを高い場所へ避難させる、山へ避難させることをちゃんと避難訓練をきちっとやっていた人らしいんです。そうしたところ、変わっておるなあの人とはと、そんなもの津波みたいなのは来ないわと言っておったら、結果的には全ての自分の子供たちを全員守ることができ、片や近くの小学校では何人もの子供が犠牲になったという、そういった生き証人だからこそ国がこの人を語り部と認めたというふうに聞いています。

せっかくですから、本当にいざという時の場合のためにこういった方の生き証人のお話も聞ければ、貴重なお話が聞けるのではないかなと思って、ぜひいろんな分野にわたって勉強になるかと思いますので、この方をお認めいただければというふうに思っています。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

今のようなお話を受けて、この後、もしほかに御意見がないようであれば今お話しした案も含めて。本日時点ではこの後の手続等も含めて正・副委員長に御一任をいただければと思っておりますがいかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、本件については御一任いただきましたので、よろしく願いいたします。

では、ここまでかな。以上をもちまして本日の……、ではなくて、飛ばした。

〔発言する者あり〕

○委員長 そうか、意見交換会がありましたね。何か、すっかり飛んでいま

した。ごめんなさい。

市民と議会との意見交換会について

○委員長 では、続きまして市民と議会との意見交換会を議題といたします。

本件につきましては、議会改革特別委員会において令和6年1月、または2月に各常任委員会で団体との意見交換を行い、対象団体、テーマ、日程、開催場所などについては各常任委員会で検討していくことと決定し、8月17日に開かれました各派代表者会議においてその結果が報告され、了承が得られたところであります。

つきましては、本日、皆様に御協議をお願いするものでございます。

なお、団体との意見交換会の過去の実績につきましてはタブレットの中に配信させていただいておりますので参考にさせていただきつつ、皆様から対象団体とテーマについて何か御意見がありましたらお願いをいたします。

総務委員会として、どなたか適切な団体とテーマで何か話がしたいことがあれば。もしなければまたこれも……。

○堀委員 団体のことでいいの。

この前も聞いたんやないかな、区長。

○委員長 区長ですね、はい。テーマのほうはあれですか。今後の意見交換という形ですね。はい、分かりました。

では、今、堀委員から区長会と今後の事務についての意見交換をするという一案をいただきました。

この調整も含めてですが、これについてもほかに取りあえず御意見、テーマとか団体とかの御意見があれば一応お受けしたいと思いたしますが。ほかは取りあえずよろしかったですか。

[挙手する者なし]

○委員長 では、今お話ししていた堀委員から1ついただきました。

これも含めて最終的にはまた正・副委員長のほうで調整を進めていきたいと思いたしますので、御一任いただければと思いたしますがいかがですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長　では、堀委員の意見を中心に正・副委員長のほうで調整させていただいて、後日皆様に改めて御報告させていただきますのでお願いいたします。

では、以上をもちまして本日の委員会での議題は全て終了いたしました。

それでは、閉会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

本日も活発な審議が行われたということで、大変よかったことだと思います。

今後も、当局の皆さんと共にしっかりと市が活発に、かつ盛り上がるような対応をしていきたいと思っておりますので、改めて皆さんに御協力いただければ幸いです。ありがとうございます。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。

午後 3 時16分　閉　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

総務委員長 長尾光春